

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月28日

【事業年度】 第111期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 合田 一朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 高橋 順一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 財務企画部長 高橋 順一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	64,772	61,694	69,362	80,975	73,383
純営業収益 (百万円)	62,553	59,767	67,041	78,249	69,598
経常利益 (百万円)	932	700	12,548	12,979	6,346
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,079	2,763	9,094	13,150	1,953
包括利益 (百万円)	1,771	547	12,991	13,593	2,649
純資産額 (百万円)	164,300	160,404	172,684	185,568	181,348
総資産額 (百万円)	1,391,076	1,113,313	1,416,569	1,581,231	1,056,020
1株当たり純資産額 (円)	625.05	630.24	666.65	694.86	679.99
1株当たり当期純利益 (円)	4.18	11.04	36.62	52.94	7.85
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	4.18	-	36.62	52.79	7.84
自己資本比率 (%)	11.6	14.1	11.7	10.9	16.0
自己資本利益率 (%)	0.6	1.7	5.6	7.8	1.1
株価収益率 (倍)	95.9	22.3	11.1	7.6	46.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	72,750	10,945	73,074	5,672	107,307
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,615	6,686	12,397	23,011	18,620
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	39,695	18,227	104,805	32,355	57,593
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	46,274	63,201	81,950	98,442	130,423
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	2,861 [554]	2,534 [485]	2,442 [460]	2,847 [496]	2,747 [489]

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 2020年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
営業収益 (百万円)	15,737	17,912	8,244	15,395	12,138
経常利益 (百万円)	9,414	10,967	264	6,811	3,737
当期純利益 (百万円)	8,611	10,796	213	6,349	3,814
資本金 (百万円)	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
発行済株式総数 (株)	270,582,115	260,582,115	260,582,115	260,582,115	260,582,115
純資産額 (百万円)	106,151	110,103	109,030	109,451	107,870
総資産額 (百万円)	210,380	204,117	206,114	251,859	234,652
1株当たり純資産額 (円)	408.76	441.38	437.21	438.30	431.09
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	16.00 (12.00)	8.00 (4.00)	22.00 (8.00)	24.00 (10.00)	16.00 (8.00)
1株当たり当期純利益 (円)	33.33	43.16	0.86	25.56	15.34
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	33.32	-	0.86	25.49	15.31
自己資本比率 (%)	50.2	53.7	52.7	43.3	45.7
自己資本利益率 (%)	8.1	10.0	0.2	5.8	3.5
株価収益率 (倍)	12.0	5.7	470.9	15.8	23.9
配当性向 (%)	48.0	18.5	2,558.1	93.9	104.3
株主資本配当率 (%)	3.9	1.8	5.1	5.5	3.7
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (名)	124 [21]	130 [25]	153 [51]	145 [65]	175 [54]
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX(配当 込み)) (%)	56.7 (95.0)	36.7 (85.9)	61.4 (122.1)	64.4 (124.6)	61.5 (131.8)
最高株価 (円)	814	431	442	447	412
最低株価 (円)	399	204	211	368	336

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

3 2021年3月期の1株当たり配当額は、普通配当18円及び記念配当4円の合計額であります。

4 2020年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を2022年3月期の期首から適用しており、2022年3月期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	沿革
1929年6月	株式会社高山商店設立。
1930年8月	東京株式取引所一般取引員の免許取得。
1944年4月	日本証券取引所取引員の免許取得。
1947年1月	商号を六鹿証券株式会社に変更。
1948年9月	証券取引法による証券業者登録。
1949年4月	東京・大阪両証券取引所正会員登録。
1961年4月	小山証券株式会社と合併。福岡証券取引所正会員登録。
1964年10月	株式会社六鹿商店と合併。
1968年4月	証券取引法の改正による証券会社の免許制移行に伴う証券業の免許取得。
1969年12月	商号を東京証券株式会社に変更。
1981年10月	遠山證券株式会社及び日興證券投資信託販売株式会社と合併。名古屋証券取引所正会員登録。
1984年10月	扶桑証券株式会社と合併。札幌証券取引所正会員登録。
1987年6月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第二部上場。
1989年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所第一部指定。
1990年3月	名古屋証券取引所第一部上場。
1998年12月	証券取引法の改正による証券会社の登録制移行に伴う証券業の登録。
2000年10月	東海丸万証券株式会社と合併。商号を東海東京証券株式会社に変更。 東海丸万証券株式会社との合併に伴い、株式会社東海東京調査センター(現・連結子会社)、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited(現・連結子会社)、宇都宮証券株式会社(現・とちぎんTT証券株式会社 持分法適用関連会社)、東海東京サービス株式会社(現・連結子会社)、株式会社東海東京投資顧問が関係会社となる。
2005年7月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(現・東海東京アセットマネジメント 連結子会社)設立。
2005年12月	金融先物取引法による金融先物取引業の登録。
2006年4月	東海東京インベストメント株式会社(現・連結子会社)設立。
2007年1月	Tokai Tokyo Securities Europe Limited(現・連結子会社)設立。
2007年6月	東海東京SWPコンサルティング株式会社(現・東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 連結子会社)設立。
2007年7月	ワイエム証券株式会社(現・持分法適用関連会社)を株式会社山口フィナンシャルグループとの共同出資により設立。
2007年9月	金融商品取引法施行に伴う第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録。
2008年2月	Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.(現・連結子会社)設立。
2008年5月	浜銀TT証券準備株式会社(現・浜銀TT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2008年7月	東海東京ビジネスサービス株式会社(現・連結子会社)設立。
2008年10月	東海東京証券分割準備株式会社(現・東海東京証券株式会社 連結子会社)設立。
2009年4月	金融商品取引業等を東海東京証券分割準備株式会社に会社分割の方法により分割し、持株会社体制に移行。商号を東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社に変更。 東海東京証券分割準備株式会社が商号を東海東京証券株式会社に変更。
2009年9月	西日本シティTT証券準備株式会社(現・西日本シティTT証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2010年4月	東海東京証券株式会社が本店を名古屋市に移転。 東海東京証券株式会社(存続会社)とトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社が合併。
2011年1月	東海東京ファイナンス&リアルエステート株式会社(存続会社)と株式会社東海東京投資顧問が合併し、商号を東海東京アセットマネジメント株式会社に変更。
2011年3月	Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。 東海東京アカデミー株式会社(現・連結子会社)設立。

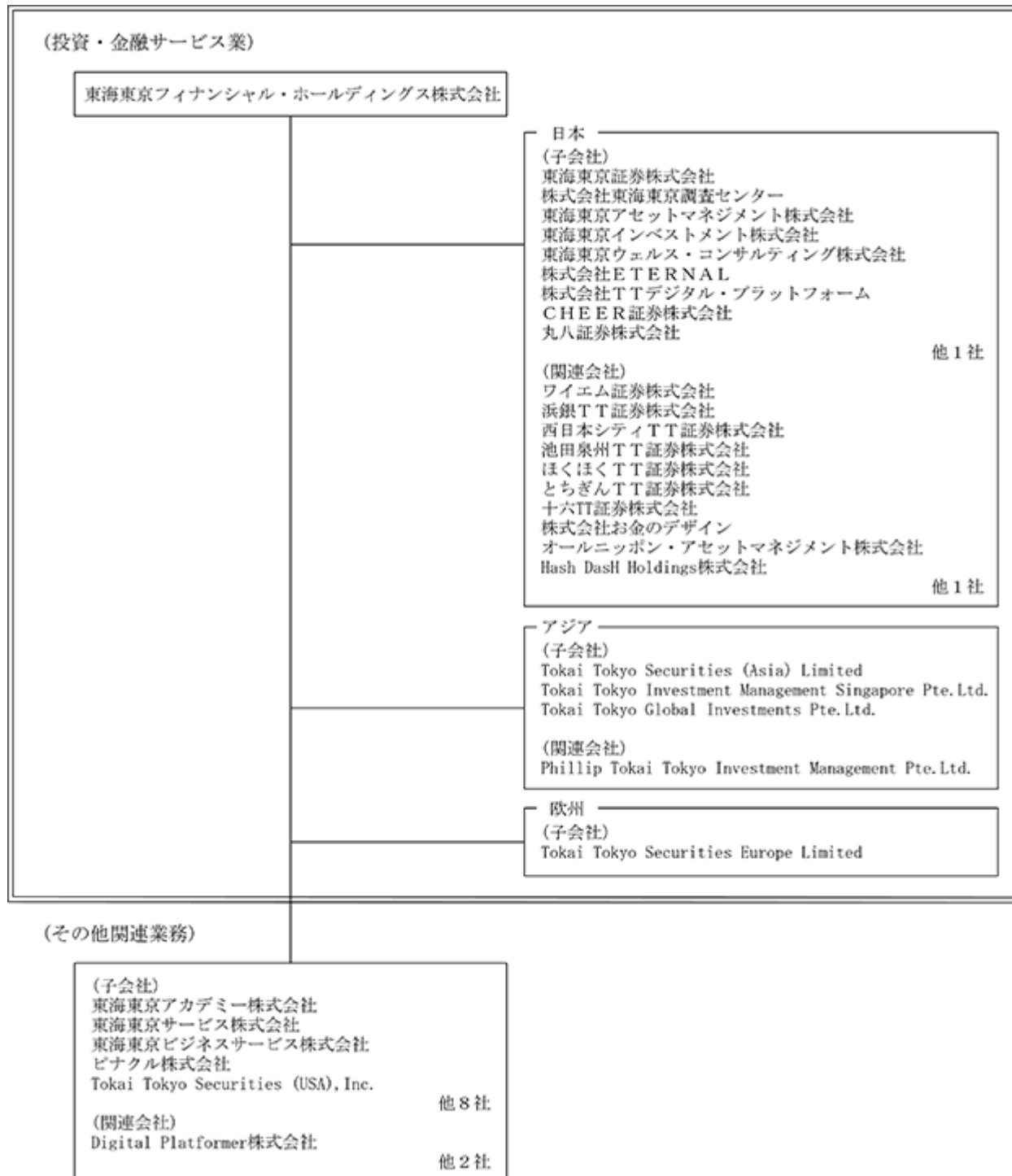
年月	沿革
2013年 1月	池田泉州ＴＴ証券準備株式会社(現・池田泉州ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2015年 3月	Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.(現・持分法適用関連会社)設立。
2015年 8月	オールニッポン・アセットマネジメント準備株式会社(現・オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年 4月	ほくほくＴＴ証券準備株式会社(現・ほくほくＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)設立。
2016年 5月	Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.(現・連結子会社)設立。
2017年 3月	株式会社ＥＴＥＲＮＡＬ(現・連結子会社)の株式取得。
2017年 9月	ピナクル株式会社(現・連結子会社)の株式取得。
2018年 4月	十六ＴＴ証券設立準備株式会社(現・十六ＴＴ証券株式会社 持分法適用関連会社)の設立。
2018年 6月	株式会社お金のデザイン(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2018年12月	ピナクルＴＴソリューション株式会社(現・連結子会社)設立。
2019年 7月	資産管理プラットフォーム準備株式会社(現・株式会社ＴＴデジタル・プラットフォーム 連結子会社)設立。
2019年 9月	東海東京証券株式会社(存続会社)と高木証券株式会社が合併。
2019年11月	３．０証券準備株式会社(現・ＣＨＥＥＲ証券株式会社 連結子会社)設立。
2020年 6月	Hash DasH Holdings株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2021年 3月	Digital Platformer株式会社(現・持分法適用関連会社)の株式取得。
2021年 4月	エース証券株式会社の株式を公開買付けにより追加取得。同社及び同社子会社の丸八証券株式会社(現・連結子会社)を連結子会社化。
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。 名古屋証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプレミアム市場へ移行。
2022年 5月	東海東京証券株式会社(存続会社)とエース証券株式会社が合併。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社27社及び関連会社15社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

当社グループの事業系統図



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの数に基づいて判断することとなります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
東海東京証券株式会社 (注)3、4、6	名古屋市中村区	6,000	金融商品取引業	100		経営指導・管理 資金の貸付 店舗等の賃借 役員の兼任 2名
C H E E R証券株式会社	東京都中央区	100	金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
丸八証券株式会社 (注)1、3、5	名古屋市中区	3,751	金融商品取引業	44		役員の兼任 なし
株式会社東海東京調査センター	名古屋市東区	50	情報サービス業 金融商品取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区	50	金融商品取引業	100 (31)		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 1名
東海東京インベストメント 株式会社	東京都中央区	300	ベンチャーキャピタル 業務、有価証券の 運用	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 1名
東海東京ウェルス・コンサル ティング株式会社	名古屋市中村区	250	コンサルティング 業、宅地建物取引業	100		経営指導・管理 役員の兼任 1名
東海東京アカデミー株式会社	東京都江東区	50	教育・研修業	100		経営指導・管理 教育・研修の委託 役員の兼任 1名
東海東京サービス株式会社	名古屋市東区	30	不動産の賃貸・管 理、事務代行業務	100		経営指導・管理 事務委託 役員の兼任 なし
東海東京ビジネスサービス 株式会社	東京都中央区	50	証券会社のバックオ フィス業務の受託	80		経営指導・管理 役員の兼任 なし
株式会社T Tデジタル・プラ ットフォーム	東京都中央区	100	電子決済等代行業、 アプリの企画・運 営・開発等による各 種情報提供サービス	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 2名
株式会社E T E R N A L	東京都港区	50	生命保険・損害保険 代理店事業	100		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 2名
株式会社メビウス	大阪市中央区	10	生命保険・損害保険 代理店事業	100 (100)		役員の兼任 なし
ピナクル株式会社	東京都港区	100	M & A アドバイザ リー業務	70		経営指導・管理 役員の兼任 1名
ピナクルT Tソリューション 株式会社	東京都港区	60	事業承継M & Aアド バイザリー業務	100 (60)		経営指導・管理 資金の貸付 役員の兼任 1名
マフォロバ株式会社	東京都港区	10	M & Aマッチングプ ラットフォームサー ビス運営	100 (100)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	中国 香港	千 香港ドル 115,000	証券業	100		債務保証 役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	英国 ロンドン市	千 英ポンド 3,000	証券業	100		社債の被引受 役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Securities (USA), Inc.	米国 ニューヨーク市	千 米ドル 200	情報サービス業	100		役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 5,000	情報サービス業、資 産運用業	100		役員の兼任 1名
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 20,000	有価証券の運用	100		調査の委託 資金の貸付 役員の兼任 1名

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
東海東京インキュベーション 投資事業有限責任組合	東京都中央区	865	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
東海東京インキュベーション 2号投資事業有限責任組合	東京都中央区	400	投資事業組合	100 (60)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	2,053	会社型投資信託	62 (62)		役員の兼任 なし
Tokai Tokyo Japan Phoenix Master Fund Limited	英国領 ケイマン諸島	498	会社型投資信託	62 (62)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 91,720	会社型投資信託	76 (76)		役員の兼任 なし
Asia-Pacific Rising Master Fund Limited(注)3	英国領 ケイマン諸島	千 米ドル 52,195	会社型投資信託	76 (76)		役員の兼任 なし
(持分法適用関連会社)						
ワイエム証券株式会社	山口県下関市	1,270	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
浜銀 T T 証券株式会社	横浜市西区	3,307	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
西日本シティ T T 証券株式会社	福岡市中央区	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
池田泉州 T T 証券株式会社	大阪市北区	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
ほくほく T T 証券株式会社	富山県富山市	1,250	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
とちぎん T T 証券株式会社	栃木県宇都宮市	1,001	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
十六 T T 証券株式会社	岐阜県岐阜市	3,000	金融商品取引業	40		役員の兼任 なし
株式会社お金のデザイン	東京都千代田区	100	金融商品取引業	20		役員の兼任 なし
オールニッポン・アセットマネ ジメント株式会社	東京都中央区	1,191	金融商品取引業	27		役員の兼任 1名
Hash DasH Holdings株式会社	東京都千代田区	1,275	金融持株会社	41		役員の兼任 なし
Hash DasH株式会社	東京都千代田区	500	金融商品取引業	[100]		役員の兼任 なし
株式会社CRUDIST	東京都千代田区	4	システム開発	[66]		役員の兼任 なし
Digital Platformer株式会社	東京都新宿区	239	システム開発・提供	29 (29)		役員の兼任 なし
Phillip Tokai Tokyo Investment Management Pte.Ltd.	シンガポール	千 シンガポ ールドル 3,000	資産運用業	40		役員の兼任 1名
フジタTTインパクト1号投資事業 有限責任組合(注)7	愛知県豊明市	360	投資事業組合	28 (28)		役員の兼任 なし

- (注) 1 有価証券報告書の提出会社であります。
- 2 「議決権の所有割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。なお、関係会社が投資信託等の場合については、出資比率を記載しております。
- 3 特定子会社に該当しております。
- 4 東海東京証券株式会社については、営業収益(連結会社相互間の内部営業収益を除く。)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 営業収益	63,178百万円
(2) 純営業収益	58,767百万円
(3) 経常利益	3,001百万円
(4) 当期純利益	2,104百万円
(5) 純資産額	110,997百万円
(6) 総資産額	923,473百万円

- 5 所有割合は、100分の50以下であるものの実質的に支配しているため子会社としております。
- 6 2022年5月1日付で東海東京証券株式会社(存続会社)とエース証券株式会社(消滅会社)が合併しております。
- 7 2022年11月7日付でフジタITインパクト1号投資事業有限責任組合を設立しております。
- 8 2022年12月23日付でバリューアップ投資事業有限責任組合を清算終了しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
連結会社合計	2,747 [489]

- (注) 1 連結会社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員(連結会社から連結会社外への出向者を除き、連結会社外から連結会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2023年3月31日現在の人員は13名であります。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
175[54]	40歳3ヶ月	2年8ヶ月	7,289,008

- (注) 1 当社の事業は、投資・金融サービス業という単一事業セグメントであり、全従業員数の合計を記載しております。
- 2 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従業員数には執行役員(当事業年度末13名)を含めておりません。
- 4 上記のほか東海東京証券株式会社に勤務する従業員52名が当社従業員を兼務しております。
- 5 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス社員組合(組合員1,511名)があり、結成以来何等の紛争もなく安定した労使関係が継続しております。なお、上部団体には所属しておりません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社である当社と主要な事業を営む連結子会社である東海東京証券株式会社の2社を開示対象といたします。

2023年3月31日現在

名称	管理職に占める 女性労働者の 割合 (注) 1、3	男性労働者の 育児休業 取得率 (注) 2、3	労働者の男女の賃金の差異(注) 1		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
当社	21.2%	66.7%	66.3%	68.8%	49.6%
東海東京証券株式会社	16.3%	31.8%	71.1%	73.2%	50.8%
2社の合算	16.8%	34.0%	70.6%	72.9%	49.7%

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出しております。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規程に基づき、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出しております。

3 管理職に占める女性労働者の割合と男性労働者の育児休業取得率には、正規雇用労働者と継続雇用嘱託のうち、この2社への出向者を含み、2社から社外への出向者を除いて算出しております。

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

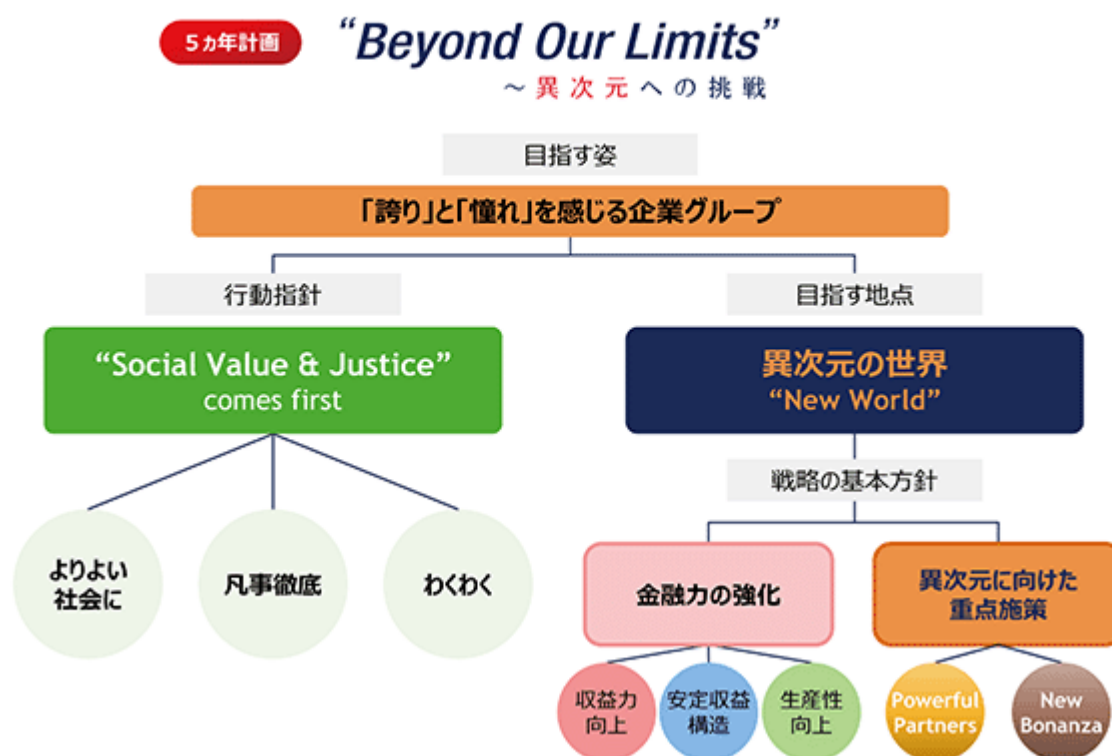
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの中期経営計画の状況

当社グループを取り巻く経営環境は、大きく変化してきております。AI、ブロックチェーンといったテクノロジーがますます事業展開に欠かすことが出来ない存在となってきた一方、環境への配慮や社会的責任を企業がどのように果たしていくか等、サステナビリティ経営が企業に強く求められるようになりました。わが国証券ビジネスにおいては、手数料体系の変化や規制・制度改革、デジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」)の加速等により、ビジネスモデルの在り方が大きく変容してきております。また、NIS A新制度への対応、「資産所得倍増計画」への貢献、ポートフォリオ提案やソリューションビジネス等、これまで以上にゴールベースアプローチを意識した営業方針への転換が課題としてあげられます。加えて、米金利の上昇、米銀破綻に端を発した金融不安の世界的拡がり等、マーケット動向にも、より一層注意を払っていく必要があります。

そのような環境下、当社グループでは、2022年4月より5ヵ年の中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」(以下「本計画」)を策定し、推進しております。本計画は、「『誇り』と『憧れ』を感じる企業グループ」となるために、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として、「異次元の世界」への到達に挑戦するものです。そのための戦略の基本方針として、「金融力の強化」と「異次元に向けた重点施策」を掲げ、「金融力の強化」においては、収支構造改革への取組み、安定収益基盤の拡大を強化し、「異次元に向けた重点施策」では、Powerful Partners(1)との協業、New Bonanza(2)の創出等に一層注力するとともに、デジタル分野では、当社の子会社であるCHEER証券株式会社(以下「CHEER」)、株式会社TTデジタル・プラットフォーム(以下「TTDP」)において先進的な金融サービスの提供やデジタル化による地域社会のDX化の推進を図っております。

中期経営計画の構造



1 電力会社、通信会社、金融機関、商社、不動産、大学、地方銀行、地方公共団体といったパートナー

2 新しい金鉱脈となるビジネスや機能

本計画における数値目標は、上記の構成に基づき、グループKGIとして当社グループ全体が一体となり追求する目標を定め、グループKGIを達成するためのKPIとして、「金融力の強化」、及び「異次元に向けた重点施策」に紐づく財務KPIと“Social Value & Justice” KPIを定めております。

中期経営計画のKGIおよびKPI

グループKGI (2027年3月期)							
ROE	12%			預かり金融資産 ¹⁾	12兆円		
財務KPI	財務KPI				その他	M&A等	
	金融力の強化			異次元に向けた重点施策			経常利益
	収益力向上	安定収益構造	生産性向上				
	経常利益	預かり金融資産 ¹⁾	安定収益/固定費カバー率 ²⁾	1人当たり労働生産性			
現状水準	144億円	8.2兆円	16%	18百万円	△15億円	2027.3	
2025.3	250億円	9兆円	18%	21百万円	△30億円	50億円	
2027.3	300億円	10兆円	20%	23百万円	60~100億円	100億円	
“Social Value & Justice” KPI	“Social Value & Justice” KPI						
	よりよい社会に		凡事徹底		わくわく		
	CO ₂ ネット排出量	社会貢献活動費	お客様本位 (東海東京証券のNPS ³⁾)	従業員エンゲージメント	教育投資		
	2027.3	半減 2021年度実績比 さらに、2030年までに実質0%	1% 前年度経常利益比	+20ポイント改善 2021年度実績比	63%	3% 前年度経常利益比	

* 本KGIは2023年9月末の日経平均予想を34,000円とする2022年8月時点の株式会社東海東京調査センターのハウスピーア等、当社が数値目標策定時点で入手可能な情報及び合理的と判断する一定の前提に基づいて設定しております。市場環境が大きく変動する場合は、数値目標を見直す場合があります。

* 1 預かり金融資産は、顧客の金融資産(証券、預金、保険等)のうち当社グループで管理する預かり残高。グループKGIにおける預かり金融資産12兆円は2027年3月末時点のグループ全体の目標を示し、そのうち「金融力の強化」の領域で残高10兆円、「異次元のための重点施策」等の領域で残高2兆円を目指す。

* 2 安定収益は残高連動収入や継続的に発生する収入(投信信託報酬、ラップ、信用金利、保険継続分、証担ローン、投資助言等)。

* 3 NPS³⁾は、ペイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズの登録商標。「Net Promoter Score(ネット・プロモーター・スコア)³⁾」の略で、正味推奨者比率と訳され、顧客ロイヤルティ(企業やブランドに対する愛着・信頼の度合い)を数値化する指標。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般

当社グループは、サステナビリティの重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向け、金融・資本市場の担い手として事業活動を通じ環境・社会課題に積極的に取組んでおります。当社グループは長年、地域に根差した社会貢献活動等を積極的に実施してまいりましたが、2020年5月にグループ全体でのサステナビリティに関する取組を一層推進するべく、専門部署「SDGs推進部」を設置し、同年9月には「SDGs宣言」及び「マテリアリティ(東海東京フィナンシャルグループの優先すべき重要課題)」を発表しました。2022年4月には、新たな中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」の中で、「Social Value & Justice” comes first」を行動指針として掲げ、サステナビリティに経営課題として取り組む姿勢をより明確化するとともに、「SDGs推進部」を「ソーシャル・バリュー&ジャスティス推進部」へと改組しました。当社グループは引き続き、サステナビリティに関する取組強化を通じて、グループとしての成長ストーリーを示し、企業価値の更なる向上を目指してまいります。

マテリアリティ...「1.健康[SDGs 3]」「2.教育と働き方[SDGs 4, 5, 8]」
「3.金融イノベーション[SDGs 9, 11]」「4.地域経済[SDGs 8, 11, 17]」
「5.環境保全[SDGs 7, 13]」

ガバナンス

当社グループにおけるサステナビリティに関する取組は、代表取締役会長が議長を務める経営会議(代表取締役会長、代表取締役社長及び関連する取締役、執行役員から構成)がサステナビリティに関する戦略策定等の意思決定を行い、社外取締役が議長を務める取締役会が監督を行う体制により推進しております。推進にあたっては、サステナビリティに関する施策の企画・実施を担当する専門部署であるソーシャル・バリュー＆ジャスティス推進部が事務局を務めております。

リスク管理

当社グループにおけるサステナビリティに関するリスク管理は、代表取締役会長が議長を務める経営会議がグループ全体のサステナビリティ関連のリスクを識別、評価、管理し、結果を取締役会へ報告し、取締役会の監督を受けております。今後も引き続きサステナビリティに関連するリスクについての分析・評価の高度化に務め、リスクを回避・低減できるよう最適な管理体制の整備を一層進めてまいります。

(2) 気候変動

ガバナンス

当社グループは、金融商品取引業者として、金融サービス分野における気候変動を含む環境問題の重要性を認識し、指針となる「環境方針」を定めた上で、環境に配慮した取組みを進めております。環境・気候変動関連の取組みは、経営会議及び取締役会にて報告・議論を行ったうえで推進しております。

戦略

リスク及び機会の認識

気候変動リスクとは、資産に対する直接的な損傷やサプライチェーンの寸断から生じる間接的な影響等、気候変動に起因したリスク(物理的リスク)と、脱炭素社会への移行に向けた、気候変動問題に取り組むための広範囲に及ぶ政策や規制等の変化による財務上及び評判上のリスク(移行リスク)が挙げられます。これらのリスクが発生した場合はその性質・速度等に応じて、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があることを認識しております。

リスク		機会
移行リスク	政策・法規制	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー設備等の導入によるエネルギーコストの削減 当社グループの中部地域をはじめとする強固な営業基盤及びこれまでの各地域の有力地銀との提携戦略を活かしたグリーン投資等の裾野拡大への貢献
	市場	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動対応に積極的な企業の株式、債券又は同企業を組み入れたファンド等への資金流入、脱炭素関連ファンドの資産価値上昇による運用資産残高の増加
	技術	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品の組成能力の高度化及び販売力の強化による顧客ニーズに適した商品・サービスの十分な提供、ならびに個人・法人の投資家による貢献(投資)喚起とその拡充等による収益機会の増加
	評判	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の低い、あるいは低減する事業に関わる投資・引受等への支援を積極的に行うことによる当社グループの評判の獲得
物理的リスク	<ul style="list-style-type: none"> 台風、豪雨等異常気象による取引先ならびに当社グループの保有資産の損壊、社員の被災に伴う業務の中断、対応コスト等の増加、業績悪化等、ビジネスへの悪影響 	

シナリオ分析

「気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)」が公表するシナリオのうち、移行リスクと物理的リスクが最小となる「秩序ある2050年脱炭素シナリオ(Orderly - Net Zero 2050)」、移行リスクが最大となる「無秩序な2050年脱炭素シナリオ(Disorderly - Divergent Net Zero)」、物理的リスクが最大となる「現状政策シナリオ(Hot house world - Current Policies)」をベースとして、当社グループの財務(費用及び収益)に与える影響について、定量・定性分析及び影響度評価を実施しました。全体としては、当社グループの財務に与える影響は限定的でありました。一方で、今後のグリーン分野への投資ニーズ拡大等を見据えたビジネス機会の創出、施策推進等の重要性を再認識いたしました。今後も引き続き、分析レベルの高度化を図ってまいります。

シナリオ分析の概要

想定シナリオ	気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS) ・秩序ある2050年脱炭素シナリオ(Orderly - Net Zero 2050) ・無秩序な2050年脱炭素シナリオ(Disorderly - Divergent Net Zero) ・現状政策シナリオ(Hot house world - Current Policies)
分析期間	2050年時点
分析方法	財務(費用及び収益)に与える影響を定量・定性分析、影響度評価
分析結果	当社グループの財務に与える影響は限定的

リスク管理

想定される具体的な気候変動リスク及び機会について経営会議において識別し、その結果を取締役会へ報告しております。今後、気候変動リスクについての分析及び評価の高度化とともに、リスクの回避、低減のため、最適な管理体制の整備を一層進めていきます。

指標及び目標

当社グループでは、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を継続的に削減してきました。今後は、「2030年実質ゼロ」を目標に、現在グループのエネルギー使用量の約25%を占めている再生可能エネルギーの一層の利用や省エネの推進等により、さらなる削減を進めていきます。

温室効果ガス排出量

(単位：t-CO₂)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
SCOPE 1	781	724	681	401	454
SCOPE 2	3,070	2,866	2,701	2,590	2,493
SCOPE 1 + 2	3,851	3,589	3,382	2,991	2,947

温室効果ガス排出量(CO₂ 排出量)の集計対象は、以下のとおり。なお、2021年度は旧エース証券を追加。

当社、東海東京証券株式会社、株式会社東海東京調査センター、東海東京アセットマネジメント株式会社、東海東京インベストメント株式会社、東海東京アカデミー株式会社、東海東京サービス株式会社(東海東京証券株式会社が入居する拠点)、東海東京ビジネスサービス株式会社、株式会社TTデジタル・プラットフォーム、CHEER証券株式会社

(3) 人的資本

経営戦略と人材戦略の連動を意識した取組み

当社は、ビジネスモデルの変化とともに人事制度も変化させてきました。また社会の変化とともに、柔軟性のある働き方ができる職場環境を整備してきました。

成長の源泉である人材をいかに確保・育成・配置を行うかが重要な経営テーマであると認識しており、2019年からジョブ型の人事制度へ大きな転換を図りました。また、同時に総合職や一般職といった職系列の区別もなくしております。これにより、仕事の価値と給与の連動を実現し、各ポジションの業務内容を明らかにすることで、年齢や属性に関わらず、より適した人材のポジション登用やよりスムーズなキャリア採用を可能としました。

文化の醸成

当社は、社内公募や自己研鑽の取組みに対して手挙げ制度による仕組みを広げております。また、2年かけて65歳までの全社員を対象にキャリアデザインプログラム研修を実施いたしました。社員一人ひとりが自らキャリアを選択し、能動的に考えていくための環境を整えることで、意識の向上につなげております。

2020年にHumanity Enhancement Programを創設し、プライベート支援、社内インターンシップ、リスキリング、社外への副業留学等の多様な学習機会を提供しており、結果として、専門性・人間性が向上し魅力的な人材になると考えております。

今後も、人材育成や社内環境を整備することで企業価値向上につなげてまいります。

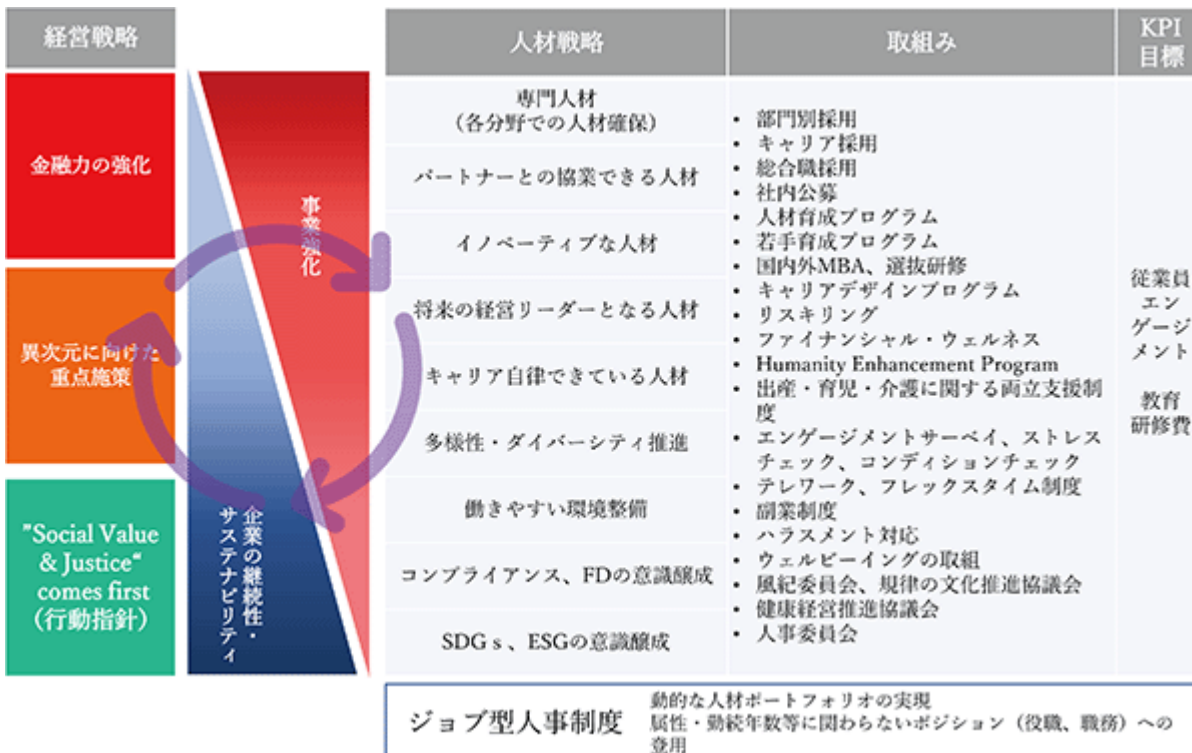
戦略

社内環境整備方針

当社では、経営戦略と人材戦略の連動について、2019年に全社員へ導入したジョブ型人事制度をベースにしております。

経営戦略でキーワードとしている「金融力の強化」、「異次元に向けた重点施策」、行動指針である「“Social Value & Justice” comes first」を実現するために、“攻め”の観点としての「事業強化」と、“持続性”の観点としての「企業の継続性・サステナビリティ」の2軸で人材戦略を定めております。それぞれの人材戦略について具体的な取組みを進め、従業員エンゲージメントの向上と、教育投資として経常利益の3%の教育研修費を人材に投資し、育成に努めていくことをKPIとして設定しております。

なお、この2項目は中期経営計画のKPIとしても設定しております。



また、主な取組みは以下のとおりです。

	取組み	取組みの主旨・内容
採用	部門別採用	・新卒採用時から専門性の高い部門において採用（ウェルス部門、グローバル・マーケット部門、投資銀行部門、デジタル部門、調査部門）
育成・研修 キャリア形成支援	社内公募	・募集されているポジションに対して自ら手を挙げキャリアを選択できる制度 2006年からスタート、今までに850名の応募があり、300名程度の異動を実現
	若手育成プログラム	・新卒入社後2年間を研修期間として位置づけ、Off-JTとOJTを交えたプログラムにより顧客対応・業務スキル・各分野の専門スキルの習得機会を提供
	国内外MBA・選抜研修	・国内外MBAへの派遣、選抜型のリーダー研修等を実施
	キャリアデザインプログラム	・全社員対象に自らの意思でキャリア形成を目指す研修の提供 ・個別相談に応じる窓口を設置
	リスクリング	・キャリア・プラスアップ制度 (現所属部署に在籍しながら、今後のキャリア形成に役立つ新たな知識・スキルを獲得するための研修)
	Humanity Enhancement Program	・会社が提供する機会以上に学びたいこと、業務以外のプライベートでも真剣に取り組みたいことへの会社支援(プライベート支援、副業留学、社内インターンシップ等)
働き方 環境	出産・育児・介護に関する両立支援制度	・法定以上の休業期間及び短時間勤務期間を可能とする制度、テレワーク、フレックス制度の整備
	エンゲージメントサーベイ ストレスチェック コンディションチェック	・従業員の状況を把握することで、より効果的な環境整備の取組を実現
	テレワーク フレックスタイム制度	・柔軟な働き方を可能にするため、テレワークのインフラ環境整備、フレックスタイム制度を導入
	副業制度	・当社以外での仕事を可能とすることで、社内では得ることのできない知識・スキルを身に着けることが可能になり、リテンションの効果も期待
組織体制	ハラスメント対応 風紀委員会・規律の文化推進協議会	・倫理観や規律に関する高い意識をもち行動する企業風土の醸成を目指す組織体制を整備。 ・規律を逸する行為について、情報を収集し、十分な調査の下、組織として適切な解決を図り、原因を検証し再発防止を企図
	健康経営推進協議会	・健康にかかる取組みや課題について協議

人材育成方針

当社における人材育成方針は以下のとおりです。

- ・金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与する人材の育成
- ・常に自分のキャリアを模索し、自律的に学び続けることができる人材の育成
- ・変化を恐れず、変化をチャンスと捉え、新たなことにチャレンジできる人材の育成

2022年度からスタートした中期経営計画『“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦』期間中の人材育成方針として、“Social Value & Justice” comes firstを常に意識し、体現できる人材の育成を実行する

2023年度の重点育成施策については、以下のとおりです。

若手社員育成体制の見直し

- ・2年間の研修でより専門知識、スキルを習得するためのプログラムを関係部署と連携して構築
- ・研修と実践の反復により知識・スキル習得度の熟練化を目指す
- ・指導する側(管理職)への育成スキル向上支援

現場でのキャリア支援浸透、リスキリング教育の拡充

- ・キャリアシート作成による自身のキャリアデザインの明確化
- ・キャリアシートを活用した上司との 1 on 1 面談の実施
- ・任意参加型フォローアップ研修及び社員のリスキリング機会提供の拡充
DX人材、専門人材のさらなる育成と確保
- ・全社員のITスキルのレベルアップ・DX専門人材の育成プログラムの策定
- ・各部門、各分野の専門人材の育成支援

当社の教育体系は以下のとおりです。

当社は就業している全期間において、教育プログラムを幅広く提供しております。

階層・役職	若手	中堅	課長・グループリーダー（GL）	部長	役員
専門性フェーズ	探索	開発	専門性貢献		
階層別	若手育成プログラム	新任管理職研修（課長/GL）	新任部長マネジメント研修		
部門別	部門別の能力要件に応じた研修				
選抜		選抜研修（リーダー育成）	海外MBA派遣	海外大学研修者派遣/EMBA	リーダー研修派遣
			女性社員/女性管理職 外部研修派遣		
社内公募		海外トレーニー研修	国内MBA派遣		
キャリア開発	Humanity Enhancement Program / キャリアデザインプログラム/リスキリング支援				
カフェテリア	TTスクール / eラーニング、オンライン英会話 等				
資格取得支援	AFP	リスキリング、アップスキリングを見据えた資格取得			
	CFP/証券アナリスト/プライベートバンカー等 業務・部門別資格取得				

指標及び目標

当社では、「第1 企業の概況 5 従業員の状況」及び上記において記載した社内環境整備方針及び人材育成方針に関する指標として、次の指標を用いております。当該指標における目標及び実績は次のとおりです。

< 「従業員の状況」記載事項に対する目標 >

提出会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社と主要な事業を営む連結子会社である東海東京証券株式会社の2社の合算を開示対象といたします。

20年後のありたい姿として、管理職に占める女性労働者の割合においては男女の社員比率と管理職比率が同率となることや、男女で同等の育児への関与ができるように男性が育児休業を取得すること、また、性別によらない公平な機会提供の実現によって労働者の男女の賃金の差異が縮小していることとしております。

このありたい姿の実現に向けてまずは中期経営計画の最終年度に目標値を置き、取組みを進めてまいります。

指標	実績 2022年度()	目標 2026年度
管理職に占める女性労働者の割合	16.8%	21%
男性労働者の育児休業取得率	34.0%	男性の育児休業または 育児関連休暇取得100%
労働者の男女の賃金の差異 (正規雇用労働者)	72.9%	77%

実績は、「従業員の状況」に記載した当社及び東海東京証券株式会社の2社を合算し算出しております。

項目	今後の取組みの方向性
管理職に占める女性労働者の割合の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・女性本人及び男性社員の意識改革 ・アンコンシャスバイアスの払しょく ・ライフイベントを考慮した女性の育成 ・女性の育児休業からの早期復帰及び時短勤務労働者のフルタイムへの移行促進
男性労働者の育児休業取得率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・育児関連休暇制度の拡充 ・育児休業取得義務化 ・祝福する雰囲気の醸成 ・長期休暇取得を可能とする環境整備
労働者の男女の賃金の差異の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組みが男女の賃金の差異の縮小にも繋がることを期待

<サステナビリティに記載の社内環境整備方針・人材育成方針にかかる目標>

当社では、従業員エンゲージメントと教育研修費をサステナビリティに関する目標として掲げております。

指標	実績 2022年度	目標 2026年度
従業員エンゲージメント	40.0%	63.0%
教育研修費	4.5%	前年度経常利益の3%

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、現時点では確認できていないリスクや現在は重要でないと考えられるリスクも当社グループの経営成績及び財政状態等に重要な影響を与える可能性があります。また、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経済情勢及び市場変動に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、株価、金利及び為替市況等の変動並びに景気後退などの国内外の経済情勢の影響を受けやすく、投資需要の減少等による手数料収入の減少やトレーディング損益の変動等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、お客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、市場の混乱等による急激な市況変動や金利変動等により金融資産の価値が変動した場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、その業務の種類に応じて法令・諸規則の規制を受けております。国内の金融商品取引業者は、金融商品取引法及び関連する政省令等により登録規制、顧客勧誘規制、顧客取引規制及び自己売買規制その他の金融商品取引業者としての行為について規制されており、万が一、抵触した場合には業務停止等の行政処分を受ける可能性があります。

また、東海東京証券株式会社を含む第一種金融商品取引業者は、これらの法令により所定の自己資本規制比率を維持することが求められており、万が一、定められた自己資本規制比率を下回った場合には業務停止等を命じられるなどにより、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争状況に伴うリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、近年の大幅な規制の緩和等により、競争が激化する一方で、取扱商品の多様化が進んできております。このような状況のなかで、将来、より強力な競合先の出現等で従来と変わらぬ競争力を維持できない場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 取引先又は発行体の信用力悪化に伴うリスクについて

当社グループは、自己の計算において金融資産を保有しているほか、取引先との提携・友好関係の維持・構築を目的とした株式等の保有やお客様の多様なニーズに応えるために大量の有価証券を保有しておりますが、取引先が決済を含む債務不履行に陥った場合、また、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、元本の毀損による損失や利払いの遅延等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 資金調達環境の悪化に伴うリスクについて

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、大量の有価証券を保有するために多額の資金を必要とすることから、適切な流動性を確保し、財務の安全性を維持することが必要となります。しかしながら、市場環境の激変、クレジット・クランチ、銀行の貸出余力の低下、格付会社による当社及び東海東京証券株式会社の信用格付の低下、当社グループの業績に対する不透明感等が生じた場合は、必要資金の確保に際し、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスクについて

当社グループの主たる事業である金融商品取引業にはコンピュータシステムは必要不可欠の設備であるため、業務上使用するコンピュータシステムや回線において、プログラム障害、外部からの不正アクセス、災害や停電等が原因となる障害が発生した場合、その規模によっては当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、社会的信用の低下による取引の減少等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) オペレーショナルリスクについて

当社グループは、多様な業務を行うことに伴い、日々膨大な事務処理が発生しており、役職員が正確な事務処理を怠ること、及び事務管理上又は事務処理上のミス、事故又は不正等による損失の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、法令違反があった場合は、監督官庁から業務停止等の行政処分を課される可能性もあり、社会的信用が低下するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティに係るリスクについて

当社グループは、多くのお客様等の個人情報、取引先等の重要な営業情報及び当社グループ自身の重要情報を保有しており、不正な手段や過失等によりお客様等の個人情報及び当社グループの営業情報等が流出した場合は、当社グループの業務に支障が生じるだけでなく、損害賠償の請求や社会的信用の低下により取引が減少するなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等に関するリスクについて

当社グループの主たる子会社である東海東京証券株式会社の営業店舗網及び営業基盤は、東海地区及び関東地区を主力としており、これら地区の市民生活やインフラに重大な影響を及ぼす災害等が発生した場合、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、地震・台風等の大規模な自然災害の発生、これらの事象に伴う停電その他の障害の発生、又は病原性感染症の感染拡大等の場合は、当社グループの事業の縮小を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスクについて

当社グループでは、国内外で日々様々な取引が成立しており、法令、商慣習、契約及び約款等に基づく相互の認識の違い等が生じた場合、取引先との間に損害賠償請求訴訟等が生じる可能性があり、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材確保に係るリスクについて

当社グループは、金融商品取引業を中心に高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保に努めております。しかしながら、優秀な人材確保への競争は激しく、必要な人材の確保が困難な場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 海外事業に関するリスクについて

当社グループは、現地子会社の設置、海外の有力証券会社グループ等との提携等積極的に海外展開を図っております。展開にあたっては、弁護士等現地の専門家の助言を受けて進めておりますが、現地の法令、商慣習等に抵触した場合には、事業展開の中止、中断、縮小若しくは遅延又は社会的信用の低下等により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 風評に関するリスクについて

当社グループは、お客様、取引先からの信用に大きく依存しております。そのため、憶測や必ずしも正確な事実に基づいていない風説・風評の流布に晒された場合は、その内容が正確でないにもかかわらず、当社グループの社会的信用が低下する風評被害の発生により、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) リスク管理方針や態勢に関するリスクについて

当社グループは、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統合的に管理しておりますが、想定外の市場の変動、リスク管理用データの過誤・陳腐化、事業内容の変貌又は法令の改正等により、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない可能性があり、それにより損失・損害等が生じる場合は、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 事業の拡大に伴うリスクについて

当社グループは、グループ顧客基盤拡大を図る観点から買収や資本提携により業容の拡大を図ってまいりました。買収や資本提携を成功に導くには、事業の効率的な統合等が必要となります。買収・資本提携した事業が、当社の予想通りの収益を計上できない可能性もあります。当社グループが当初期待した成果が得られない場合、又は、想定しなかった重大な問題点が買収や資本提携後に発見された場合には、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 新型コロナウイルス感染症リスクについて

国内外の各地の活動拠点には多くの役職員が業務に従事しており、新型コロナウイルス感染症の拡大や感染拡大防止措置等に伴い、当社グループの窓口業務の一時休止を余儀なくされるなど、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) 気候変動等に関するリスクについて

当社グループでは、近年の世界各地における異常気象や自然災害による被害の甚大化を踏まえ、気候変動が当社に与える影響をよりの確に捉えTCFD提言を踏まえた情報開示を強化するとともに脱炭素社会実現に貢献する取組を進めてまいります。気候変動リスクとは、資産に対する直接的な損傷やサプライチェーンの寸断から生じる間接的な影響等、気候変動に起因したリスク(物理的リスク)と、脱炭素社会への移行に向けた、気候変動問題に取り組むための広範囲に及ぶ政策や規制等の変化による財務上及び評判上のリスク(移行リスク)が挙げられ、これらのリスクが発生した場合はその性質・速度等に応じて、当社グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー等の状況は、以下のとおりであります。

(1) 財政状態

(資産)

当連結会計年度末の総資産は5,252億11百万円減少(前連結会計年度末比、以下(1)において同じ。)し1兆560億20百万円となりました。このうち流動資産は5,258億26百万円減少し9,798億80百万円となりました。主な要因は、トレーディング商品が2,565億23百万円減少し2,729億17百万円となり、有価証券担保貸付金が2,474億74百万円減少し3,041億8百万円となりました。また、固定資産は、投資有価証券が17億17百万円増加し459億23百万円となったことなどから6億15百万円増加し761億39百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は5,209億90百万円減少し8,746億72百万円となりました。このうち流動負債は5,003億36百万円減少し7,545億8百万円となりました。主な要因は、トレーディング商品が2,086億86百万円減少し2,359億26百万円となり、有価証券担保借入金が1,806億円減少し1,461億25百万円となりました。また、固定負債は、社債が66億6百万円減少し219億79百万円となり、長期借入金が138億円減少し935億円となったことなどから、固定負債合計は206億40百万円減少し1,194億74百万円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末の利益剰余金は35億15百万円減少し1,110億64百万円となり、純資産合計は42億20百万円減少し1,813億48百万円となりました。

(2) 経営成績

(受入手数料)

連結会計年度	区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
前連結会計年度 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	委託手数料	13,266	16	642	3	13,929
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	722	610	-	-	1,333
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	5	3	9,931	-	9,939
	その他の受入手数料	244	16	5,851	6,260	12,372
	合計	14,239	646	16,425	6,264	37,575
当連結会計年度 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	委託手数料	11,018	13	715	11	11,758
	引受け・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の手数料	510	602	-	-	1,112
	募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱手数料	2	3	6,873	20	6,900
	その他の受入手数料	241	19	5,331	7,565	13,157
	合計	11,772	639	12,919	7,598	32,929

当連結会計年度の受入手数料の合計は12.4%減少(前連結会計年度増減率、以下(2)において同じ。)し329億29百万円を計上いたしました。

委託手数料

当社グループの株式委託手数料は16.9%減少し110億18百万円となりました。委託手数料全体では15.6%減少し117億58百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は29.5%減少し5億10百万円を計上いたしました。また、債券は1.3%減少し6億2百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では16.6%減少し11億12百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、30.8%減少し68億73百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では30.6%減少し69億円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は8.9%減少し53億31百万円、保険手数料収入は23.2%増加し45億50百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では6.3%増加し131億57百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	自 2021年4月1日	至 2022年3月31日	自 2022年4月1日	至 2023年3月31日
株券等トレーディング損益 (百万円)	16,185		13,630	
債券・為替等トレーディング損益 (百万円)	17,813		17,656	
合計	33,998		31,287	

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は15.8%減少し136億30百万円の利益の計上となり、外貨建債券や仕組債の売買を中心とした債券・為替等トレーディング損益は0.9%減少し176億56百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は8.0%減少し312億87百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当連結会計年度の金融収益は2.5%減少し91億65百万円を計上いたしました。また、金融費用は38.8%増加し37億84百万円を計上し、差引の金融収支は19.4%減少し53億81百万円の利益を計上いたしました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の取引関係費は5.3%減少し124億28百万円となりました。また、人件費は4.6%減少し308億36百万円、不動産関係費は1.9%減少し75億85百万円、事務費は0.1%減少し86億35百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は2.8%減少し664億38百万円を計上いたしました。

(営業外損益)

当連結会計年度の営業外収益は、投資有価証券評価益21億66百万円、受取配当金11億53百万円などを計上し、営業外収益の合計は26.3%増加し42億19百万円となりました。また、営業外費用は、持分法による投資損失7億49百万円などを計上し、営業外費用の合計は323.6%増加し10億33百万円となりました。

(特別損益)

当連結会計年度の特別損益は、特別利益として1億77百万円を計上し、特別損失として4億23百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は9.4%減少し733億83百万円、純営業収益は11.1%減少し695億98百万円となり、営業利益は68.0%減少し31億59百万円、経常利益は51.1%減少し63億46百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は85.1%減少し19億53百万円を計上いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは1,073億7百万円の収入となりました。これは税金等調整前当期純利益が60億99百万円の黒字となり、トレーディング商品(資産)が2,565億23百万円減少し、有価証券担保貸付金が2,474億74百万円減少し、それぞれ収入となる一方で、トレーディング商品(負債)が2,086億86百万円減少し、有価証券担保借入金1,806億円減少し、それぞれ支出となったことなどによります。

投資活動によるキャッシュ・フローは186億20百万円の支出となりました。これは、短期貸付けによる支出248億47百万円、無形固定資産の取得による支出25億77百万円、投資有価証券の取得による支出24億91百万円、短期貸付金の回収による収入94億39百万円などによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは575億93百万円の支出となりました。これは短期借入金の純増減額が438億33百万円、配当金の支払による支出54億55百万円などによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物は319億33百万円増加し、当連結会計年度末の残高は1,304億23百万円となりました。

(4) トレーディング業務の概要

トレーディング商品

トレーディング商品の残高は次のとおりです。

区分		前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	518,527	260,859
	株券 (百万円)	15,952	18,651
	債券 (百万円)	450,100	200,716
	受益証券 (百万円)	52,474	41,491
	デリバティブ取引 (百万円)	10,913	12,058
合計 (百万円)		529,440	272,917
負債の部の トレーディング商品	商品有価証券等 (百万円)	431,959	212,558
	株券 (百万円)	50,636	9,878
	債券 (百万円)	381,311	202,667
	受益証券 (百万円)	12	11
	デリバティブ取引 (百万円)	12,653	23,368
合計 (百万円)		444,613	235,926

トレーディング業務のリスク管理

トレーディング業務のリスク管理の状況については「第5 経理の状況」の「1 連結財務諸表等」の注記事項(金融商品関係)に記載しております。

(経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容)

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)のわが国経済は内需主導での回復が継続しましたが、そのペースは緩やかなものとなりました。政府支援策(総合景気対策、全国旅行支援策、水際対策の緩和等)や金融緩和継続などが下支えとなった一方、海外経済の減速や物価高による家計の購買力低下等が逆風となりました。

海外経済については、欧米を中心に物価抑制のための金融引き締めが継続、景気減速が続きました。そうした中、インフレが限定的だったアジアでは、利上げ幅が小幅に留まった結果、景気減速は限定的となっています。

日本株市場では、4月に27,600円台で始まった日経平均が1年を通して概ね26,000円から28,500円のレンジ内で推移するなど、上値の重い展開となりました。景気正常化や低金利環境の継続等がプラス材料となる一方、世界的な利上げや景気後退懸念、年末の日銀による緩和策修正等が上値を抑えました。期末の3月にはレンジ上限に迫ったものの、欧米での金融不安を受け反落した結果、日経平均は28,000円台で3月の取引を終えました。

米株市場では、4月に34,700ドル台で始まったダウ平均が、利上げを背景に6月には30,000ドルを割り込みました。その後8月には一時34,000ドル台を回復しましたが、楽観の剥落とともに9月末には29,000ドルを下回りました。一方、利上げ幅縮小期待から上昇に転じた株価は、年明け後も概ね底堅く推移しました。しかし、3月には複数の米銀破綻を受けて波乱の展開となり、最終的にダウ平均は33,200ドル台で3月の取引を終えました。

日本の長期金利(10年物国債利回り)は4月に0.19%で始まった後、概ね0.20%から0.25%以内でのレンジ取引が続きました。日銀が12月の金融政策決定会合で長期金利の上限を0.50%程度に変更したため、1月には一時0.57%まで急伸びしましたが、植田日銀総裁候補の緩和継続示唆を受けて0.35%で3月の取引を終えました。

一方、米国の長期金利は4月に期中最低の2.34%で始まり、6月には3.49%まで上昇しましたが、米景気後退懸念やインフレピークアウト観測から、8月には2.51%まで低下しました。しかし、FRBが引き締め姿勢を強めると、10月には年度中最高の4.33%まで急伸する流れとなり、債券価格が大幅に下落する厳しい投資環境となりました。その後は米インフレ減速や米地銀破綻で米国債需要が高まり、3.46%で3月の取引を終えました。

為替市場ではドル円が4月に期中最安値の1ドル121円台で始まった後、米積極利上げから10月には年度中最高値を151円台まで更新し、円安方向では過去に経験のない急激な動きとなりました。しかし、米インフレ減速や日銀の緩和修正観測が高まると、1月には127円台まで急反落するボラタイルな展開となりました。3月には一旦137円台まで反発しましたが、金融不安を受けたドル安進行により、132円台で3月の取引を終えました。

中期経営計画（以下「本計画」）初年度にあたる当連結会計年度において、グループKGIである自己資本利益率(ROE)は1.1%、預り金融資産は8.6兆円、重要なKPIである経常利益は63億円となりました。

本計画における主な課題として認識している事項、及びそれに対する取組みは以下のとおりであります。

目指す地点		課題	取組み
異次元の世界「戦略の基本方針」	金融力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・収益力向上、安定的な収益構造の構築 ・「資産所得倍増計画」に基づくNISA新制度への対応 ・ゴールベースアプローチ ・商品ラインナップの変革 	<ul style="list-style-type: none"> ・エース証券の完全子会社化 東海東京証券との統合による生産性向上 [東海東京証券] ・マルチプロダクトのソリューション提案、及び首都圏の富裕層顧客の基盤拡大を目的とした組織の新設 ・相続対策等としての外貨建て保険販売等、ソリューションビジネスの強化 ・投信・ラップ純増、株券貸借・証券担保ローンの推進によるストック収入基盤の拡大 ・Web面談ツール・DXツールの活用、店舗再編等といった生産性向上施策の展開 ・顧客セグメント戦略の見直し、ポートフォリオ提案による顧客対応力、及び販売力の強化 ・資産所得倍増計画への体制構築 [ETERNAL、メビウス] ・保険収益力の強化
	異次元に向けた重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業、顧客基盤の拡大 ・新たな機能の獲得によるグループ力の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省と東京証券取引所、独立行政法人情報処理推進機構が共同で実施する「DX銘柄」に2年連続で選定 ・地域経済の活性化、地域創生の取組みを目的にフロンティア・キャピタル株式会社へ出資 [TTDP] ・商品券のデジタル化による地域社会のDX化推進を目的とし、静岡県湖西市へデジタル商品券事業の提供 ・地方自治体のDX推進支援を目的に、北陸銀行、及び栃木銀行とのビジネスマッチング契約締結 [CHEER] ・STOCK POINT株式会社との業務提携により、国内初の米国株式・ETFでポイント運用が可能なサービスの提供を開始 ・西日本シティ銀行と金融商品仲介業に関する業務委託契約締結により、銀行・証券間(普通預金口座)での資金移動が可能なサービスの提供を開始 [東海東京証券] ・セキュリティ・トークン「トーセイ・プロパティ・ファンド(シリーズ2)」の募集 [東海東京インベストメント] ・医療産業の創成を目的とし、株式会社フジタ・イノベーション・キャピタルと共同でフジタTTインパクトファンド1号を設立

2023年においても「DX銘柄」に選定され、3年連続での選定となりました。

行動指針	取組み
"Social Value & Justice" comes first	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量の「ネットゼロ宣言」の策定・開示 ・GXリーグ基本構想へ賛同 ・ESG指数「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」に選定 ・株式会社格付投資情報センターによる「R&I顧客本位の投信販売会社評価」で東海東京証券が2年連続で「S+」評価 ・ESG債引受(東海東京証券主幹事)合計429億円(前年同期は172億円) クレディ・アグリコル・CIB「グリーンボンド」等の販売

なお、仕組債販売につきましては、現在、お客様の運用目的、リスク許容度、及び運用商品の適切性・適合性等を十分に確認し、真のお客様ニーズを踏まえた販売を徹底しております。

今後の対応につきましては、7月に施行される予定の日本証券業協会のガイドラインの改正内容を踏まえ、さらに商品内容の検証、商品特性等の表示、及び販売時の適合性基準など、経営者を交えた十分な社内検討を重ね、お客様本位を重視して対応してまいります。

(2) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの主たる業務である金融商品取引業は、その業務の性質上、自己の計算により株式及び債券等の有価証券を保有するのに多額の資金を必要とするため、十分かつ安定的な流動性を確保しております。

主な資金調達手段としては現先取引等の有担保調達、市中銀行等の金融機関借入、MTN及び短期社債の発行、コールマネー等の方法があり、資金繰り状況に応じた適切な組合せにより資金調達を行っております。

なお、東海東京証券株式会社においては、有事の際の資金調達手段として市中銀行と総額430億円のコミットメントライン契約を確保しております。また、リスク管理では関連規程に基づいて日次、週次、月次で資金繰り管理を行っている他、コンティンジェンシー・プランについても4段階の想定シナリオに基づいたリスク管理を実施しております。

(3) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する商品有価証券等及びデリバティブ取引については、時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。商品有価証券等及びデリバティブ取引については、取引所等の市場価格により時価を算定しております。ただし、市場価格がない商品有価証券等及びデリバティブ取引については、主に金利、配当利回り、原証券価格、ボラティリティ、契約期間等を基に将来のキャッシュフローの現在価値を見積もることにより時価を算定しており、異なる前提条件等を採用した場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合等、実質価額が著しく下落し回復可能性がないと判断した場合に減損処理を行います。

また、連結貸借対照表には、持分法適用関連会社に関するのれんが含まれております。当該のれんについても減損処理の必要性を検討する必要があると判断した場合、投資時に予想した収益性が低下した結果、投資額の回収が見込めないと判断した場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、主に金融商品取引業関連のシステム投資に伴いソフトウェア2,312百万円を新規取得しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。
(提出会社)

2023年3月31日現在

事業所名	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
本店	東京都 中央区	1,436	-	-	47	1,483	175	賃借
別館	名古屋市 中村区	158	-	-	-	158	-	賃借

(国内子会社)

2023年3月31日現在

会社名(店舗名)	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		ソフト ウェア 帳簿価額 (百万円)	合計 帳簿価額 (百万円)	従業員数 (名)	摘要 (保有又は 賃借)
			帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)				
東海東京証券株式会社								
本店	名古屋市 中村区	113			3,191	3,305	135	賃借
本店別館	名古屋市 中村区	4				4	51	賃借 (注)2
東京本部	東京都 中央区	0				0	370	賃借 (注)2
東京本部別館	東京都 中央区	80				80	191	賃借
城東支社	東京都 江東区	93				93	94	賃借
渋谷支店	東京都 渋谷区	12				12	25	賃借
名古屋支店	名古屋市 中区	12				12	114	賃借
大阪支店	大阪市 中央区	17				17	53	賃借
全店計		1,038	3,300	6,392.28	3,191	7,530	1,961	保有・ 賃借
CHEER証券株式会社	東京都 中央区				1,836	1,836	23	賃借

(注) 1 賃貸物件の場合、建設工事のみを資産計上しております。

2 当社から賃借しております。

3 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(在外子会社)

主要な設備がないため、記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
東海東京証券 株式会社	デリバティブ管理システム 取扱商品拡充・機能追加 Ph 2 - 1	703	426	自己資金	2021年10月	2024年4月
	デリバティブ管理システム 取扱商品拡充・機能追加 Ph 2 - 2	645	65	自己資金	2021年10月	2024年10月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月28日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	260,582,115	260,582,115	東京証券取引所 プライム市場 名古屋証券取引所 プレミアム市場	権利内容になんら限定のない、 当社における標準となる株式で あります。 単元株式数は100株でありま す。
計	260,582,115	260,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

第8回新株予約権(2016年8月22日取締役会決議)

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与43名、従業員190名及び当社子会社の取締役2名、合計237名
新株予約権の数(個)	1,032(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,032,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり542(注)2
新株予約権の行使期間	2018年10月1日～2023年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 656 資本組入額 328(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第9回新株予約権(2017年8月28日取締役会決議)

決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与47名、従業員197名及び当社子会社の取締役2名、合計248名
新株予約権の数(個)	1,068(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,068,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり673(注)2
新株予約権の行使期間	2019年10月1日～2024年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 資本組入額 392(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
 - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
 - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。
- 新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。
 新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。
 権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。
 本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第10回新株予約権(2018年9月20日取締役会決議)

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与53名、従業員201名及び当社子会社の取締役20名、執行役員・参事・参与7名、合計283名
新株予約権の数(個)	1,276(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,276,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり687(注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 783 資本組入額 392(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第11回新株予約権(2019年8月26日取締役会決議)

決議年月日	2019年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名及び当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
新株予約権の数(個)	950(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 950,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり305(注)2
新株予約権の行使期間	2021年10月1日～2026年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 353 資本組入額 177(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第12回新株予約権(2020年8月24日取締役会決議)

決議年月日	2020年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与42名、従業員204名、当社完全子会社の取締役23名、及び当社子会社の取締役4名、合計276名
新株予約権の数(個)	1,035(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,035,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり277(注)2
新株予約権の行使期間	2022年10月1日～2027年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 331 資本組入額 166(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第13回新株予約権(2021年8月23日取締役会決議)

決議年月日	2021年6月25日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与46名、従業員215名、当社完全子会社の取締役26名、及び当社子会社の取締役2名、合計292名
新株予約権の数(個)	1,408(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,408,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり443(注)2
新株予約権の行使期間	2023年10月1日～2028年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格504 資本組入額252(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
 なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から 6 ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該 6 ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第14回新株予約権(2022年8月22日取締役会決議)

決議年月日	2022年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与52名、従業員235名、当社完全子会社の取締役21名、及び当社子会社の取締役2名、合計313名
新株予約権の数(個)	1,548(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,548,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり396(注)2
新株予約権の行使期間	2024年10月1日～2029年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格441 資本組入額221(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。

イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。

ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。

ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。

ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

ホ 「新株予約権割当て契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

第15回新株予約権

決議年月日	2023年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の業務執行取締役・使用人(注)1
新株予約権の数(個)	上限1,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 上限1,600,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から5年間
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 当社の取締役会において、それぞれの会社の連結業績への貢献度、取締役及び使用人それぞれの貢献・グループ内の報酬水準等を事前に適切に審議した上で、当社取締役会が具体的な割当者及び割当個数を決定するものとする。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。
新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人(使用人には当社又は子会社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本新株予約権を行使することはできない。
- イ 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - ハ 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項第8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年8月30日	10,000,000	260,582,115		36,000		9,000

(注) 会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		42	35	536	162	156	66,414	67,345	
所有株式数 (単元)		948,512	42,343	238,476	263,236	1,635	1,109,452	2,603,654	216,715
所有株式数 の割合(%)		36.43	1.63	9.16	10.11	0.06	42.61	100.00	

(注) 1 自己株式11,627,798株は「個人その他」に116,277単元、「単元未満株式の状況」に98株を含めて記載しております。

なお、自己株式11,627,798株は、株主名簿記載上の株式数であり、2023年3月31日現在の実保有残高は11,626,798株であります。

2 「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	27,822,400	11.18
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.83
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	7,283,798	2.93
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	7,280,000	2.92
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	6,857,900	2.75
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 (東京都港区浜松町2-11-3)	5,611,890	2.25
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,800,000	1.93
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.77
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	4,082,400	1.64
計		87,175,794	35.02

(注) 上記のほか、当社が保有しております自己株式11,626,798株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合(4.46%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,626,700		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 248,738,700	2,487,387	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 216,715		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	260,582,115		
総株主の議決権		2,487,387	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式が98株含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 2 - 5 - 1	11,626,700		11,626,700	4.46
計		11,626,700		11,626,700	4.46

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

また、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,393	519,846
当期間における取得自己株式	212	77,605

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他	374,050	126,210,364	20,000	6,750,744
(新株予約権(ストック・オプション)の行使に基づき移転した 取得自己株式)	(374,000)	(126,191,714)	(20,000)	(6,750,744)
(単元未満株式の買増請求により 譲渡した取得自己株式)	(50)	(18,650)	()	()
保有自己株式数	11,626,798		11,607,010	

(注) 1 当期間における取得自己株式の処理状況には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使及び単元未満株式の買増請求による株式数は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2023年6月1日から有価証券報告書提出日までのストック・オプションの行使、単元未満株式の買取請求及び買増請求による増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な成長による企業価値の向上を目的として、内部留保の充実を図るとともに、株主の皆様に対し、安定的かつ適切な配当を実施することを基本方針としております。

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当及び期末配当の年2回としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記基本方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、期末配当金1株につき8円とし、中間配当金8円と合わせて16円としております。この結果、当連結会計年度の連結配当性向は203.8%、連結純資産配当率は2.3%、また、当事業年度の株主資本配当率は3.7%となりました。

なお、今後の配当政策についても、安定的かつ適切な利益還元を意識しながら、毎期の業績変化をより反映してまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2022年10月28日 取締役会決議	1,988	8.00
2023年6月28日 定時株主総会決議	1,991	8.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を以下のとおり定めるとともに、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<https://www.tokai-tokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

<コーポレートガバナンス基本方針>

当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備及び株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。

当社は、株主、顧客、取引先、社員及び地域社会をはじめとする、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動を尊重する企業文化・風土を醸成してまいります。

当社は、法令等に基づく適切な情報開示のみならず、自主的な情報開示を行い、経営の公正性と透明性の確保に努めてまいります。

当社は、取締役会がより実効性の高い経営の監督機能を担うとともに、経営陣による迅速・果敢な意思決定を行うことを可能とする体制の整備に努めてまいります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、積極的なIR活動などを通じて、株主との建設的な対話を行ってまいります。

企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由

当社は、監査等委員である取締役が、適法性監査に加え、妥当性監査を行うことによる監査・監督機能の強化、また、取締役会から業務執行取締役への重要な業務執行の決定の委任による意思決定の迅速化及び取締役会における議論の深化を目的に、「監査等委員会設置会社」を採用しております。

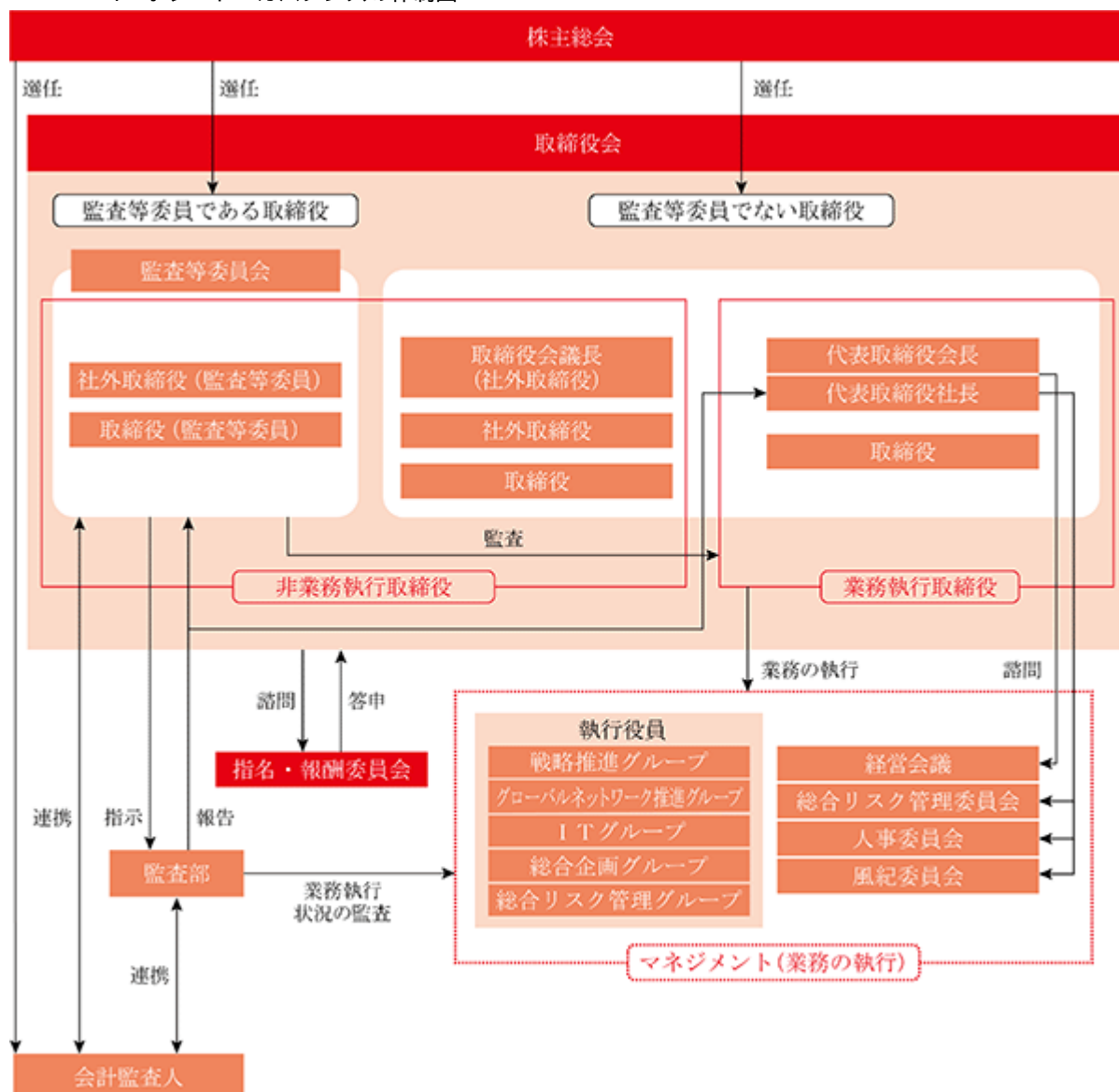
当社の取締役会は、経営方針・経営戦略等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として、社外取締役5名(中山恒博(取締役会議長)、宮沢和正、井上恵介(監査等委員)、山崎穰一(監査等委員)、池田綾子(監査等委員))及び社内取締役4名(石田建昭、合田一朗、林雅則、大野哲嗣(監査等委員))の9名で構成され、取締役会議長は社外取締役が務めています。原則として月1回開催しております。取締役会を構成する取締役を、日常業務を遂行する「業務執行取締役」と業務執行取締役以外の「非業務執行取締役」により構成されるものとし、業務執行を担当する取締役と主として業務執行の監督機能を担うそれ以外の取締役に役割を明確にし、取締役会の実効性の確保を図っております。また、意思決定の迅速化を図り、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を導入しております。

当社の監査等委員会は、社内取締役1名(大野哲嗣)、社外取締役3名(井上恵介、山崎穰一、池田綾子)で構成されております。監査等委員会は、監査等委員会規則に基づき、原則として毎月開催し、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等を職務としております。また、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取を通じ、業務遂行状況に関する事項の報告を受けております。

当社は、経営の透明性と健全性を高める観点から、豊富な経験と高い識見を有する社外取締役を相当数招聘し、取締役会、監査等委員会における牽制機能を強化しております。

このほか、当社は、代表取締役会長、代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員で構成する機関として会社業務の全般的な執行方針を協議する経営会議を、代表取締役社長並びにその指名する取締役及び執行役員で構成する機関としてコンプライアンス、リスク管理及び災害等危機管理に関する事項を協議する総合リスク管理委員会を設置し、原則としてそれぞれ月2回、月1回開催しております。

<コーポレート・ガバナンスの体制図>



企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム整備の基本方針」を以下のとおり制定し、その遵守に努めております。

a 東海東京フィナンシャル・グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・グループの事業を統括する持株会社として、グループ会社の管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会等への報告体制を確立することにより、グループ会社の管理体制を整備する。
- ・グループとしての健全な内部統制システムを確保するため、経営理念、グループ倫理行動基準及びグループ・コンプライアンス基本方針を制定するとともに、グループ会社にこれらの理念等の周知を行い、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令諸規則等を遵守することを徹底する。
- ・関係会社管理規程及びリスク管理規程等に基づき、子会社から経営内容やリスク管理の状況について報告を求める等の管理を実施するとともに、必要に応じて経営指導やリスク管理体制の整備を指導する。
- ・関係会社管理規程及び内部監査規程に基づき、監査部による子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査等委員会は取締役会に報告する。
- ・関係会社管理規程に基づき、子会社が経営上の重要事項を決定しようとするときは、事前提出を求めるとともに、必要に応じ事前承認を行うものとする。また、その財務内容を把握するために、四半期毎に決算を取締役に報告させる。

- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定、必要な体制を構築して、適切に整備し運用する。代表取締役社長は、当社グループに関する財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況について、最終的な有効性の評価を行うものとし、その結果について取締役会に報告する。

b 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令諸規則等に適合することを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役(「業務執行取締役」及び「非業務執行取締役」)により構成し、それぞれの役割を明確にする。
- ・取締役会は、当社及び子会社の取締役及び使用人の法令諸規則等の遵守体制として、グループ・コンプライアンス基本方針、グループ倫理行動基準等の基本的な規範等を制定し、これらの実施に努める。
- ・取締役会は、法令諸規則等の遵守に関する実効性を確保するため、グループの法令遵守体制を確立する施策等の答申を行う組織として総合リスク管理委員会を、グループのコンプライアンスに関する統括、指導及びモニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置する。グループのコンプライアンスの状況は、総合リスク・コンプライアンス部が把握し、同部が総合リスク管理委員会に報告し、総合リスク管理委員会から取締役会に報告する。
- ・監査等委員会は、内部監査を通じ業務遂行状況のチェックを行う。監査部は、内部監査を実施し、結果等を監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。監査等委員会は、その結果等につき取締役会に報告する。
- ・違法行為及び不適切行為の抑止、早期発見、是正を図ることを目的とした内部通報制度(グループ・コンプライアンス・ホットライン制度)を整備し、その実効性の確保に努める。
- ・反社会的な活動を行う勢力や団体等に毅然たる態度で対応し、これらとの取引を一切行わない体制を整備する。
- ・当社グループを通じて取引される資金が各種の犯罪やテロに利用される可能性があることに留意し、マネー・ロンダリングの防止に努める。

c 取締役会の実効性を確保するための体制

当社は、取締役会の実効性を確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、その機能を効果的かつ効率的に発揮できるよう、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役により構成する。また、ジェンダーや国際性の面においても多様性を確保するよう努める。
- ・取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努める。また、当社の戦略ステージを踏まえた上で、あるべき姿としての取締役会の多様性を確保するよう努めて、取締役の固定化を回避する。
- ・当社及び主要子会社の取締役候補者の指名(再任を含む。)、取締役の解任等に関し、決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、当社の取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。
- ・取締役会は、取締役候補者選任基準に基づき、指名・報酬委員会における審議を経た答申を得た後に、関連法令に従って、株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案の内容を決定する。
- ・取締役会は、取締役会全体の分析・評価を行い、取締役会の実効性の向上に努める。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が、効率的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会の議論の活性化と意思決定の迅速化を図るため、定款に基づき当社取締役会は法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定の全部又は一部を代表取締役会長及び代表取締役社長に委任する。
- ・会社業務の全般的な執行方針を協議するため、代表取締役会長、代表取締役社長並びにそれらの合意により指名する取締役及び執行役員からなる経営会議を設置する。
- ・取締役会規則及び経営会議規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、取締役は適正かつ効率的に職務の執行を行う。

e 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び各種社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報は関連資料とともに、保存及び管理する。
また、監査等委員会はそれらの情報閲覧ができるものとする。

f 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ全体のリスク管理を適切に実行するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・業務遂行から生じる様々なリスクに備えるため、リスク管理規程に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを統一的に管理する。
- ・総合リスク管理委員会を設置して、責任部署ごとのリスク管理の状況等を把握・管理し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。

g 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制等

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する必要な体制整備及び運営を行う。

- ・取締役会は、監査等委員会の実効性を高めるために、監査等委員会の職務を補助する機関として、業務執行者から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人(以下「補助使用人等」という。)として、監査等委員会の同意を得た上で、適切な人材を選任する。
- ・監査等委員会室は、業務執行者から独立して、監査等委員会の指示・命令に従って業務を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
- ・取締役会は、執行者からの監査等委員会室の独立性を尊重して、監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に努める。
- ・監査部に所属する使用人の人事については、適切な職務の遂行の妨げにならないよう、監査等委員会の意見に基づき決定する。

h 監査等委員会への報告等に関する体制

当社は監査等委員会への報告等に関して、必要な体制整備及び運営を行う。

- ・監査等委員は、経営会議、総合リスク管理委員会等への出席並びに重要な会議の議事録や決裁記録等の文書の閲覧をいつでも行うことができる。
- ・代表取締役社長は、内部通報制度(グループコンプライアンス・ホットライン制度)の通報の状況について、適時に常勤監査等委員又は監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人、取締役、使用人その他の者から、報告を受け、さらに求めることができる。
- ・当社は、監査等委員会に報告を行った取締役、使用人その他の者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

i その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するために必要な体制整備及び運営を行う。

- ・代表取締役社長及び監査等委員並びに会計監査人は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換の場を持つ。
- ・監査等委員が、法律・会計の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ・監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。

コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、コンプライアンス体制としまして、「グループ・コンプライアンス基本方針」、「グループ倫理行動基準」等の基本的な規範等を制定し、法令諸規則の遵守に関する実効性の確保に努めております。また、リスク管理体制としましては、「リスク管理基本方針」、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとに責任部署を定め、当社及び子会社全体のリスクを統一的に管理しております。また、リスクの管理方針、管理方法及びリスク管理のために必要と認める事項を協議・立案する組織として、総合リスク管理委員会を設置し、その結果を取締役会へ報告・提案を行っております。さらに、災害等の危機管理体制としましては、「災害等危機管理基本方針」、「災害等危機管理規程」に基づき、責任の所在を明確にして総合的かつ計画的な防災・応急・復旧態勢の整備及び推進を図っております。

また、これらの各種リスクに関する統括、指導、モニタリング等を行う専門部署として総合リスク・コンプライアンス部を設置しております。

情報セキュリティ体制の整備の状況

当社は、保有する各種情報を適切に保護・管理するため、「グループ情報管理基本方針」並びに「情報管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、情報管理統括責任者及びシステムリスク管理統括責任者を中心に管理体制を構築しております。

また、個人情報保護法の遵守のため、「個人情報保護方針」等各種規程の制定など社内体制の整備に努めております。

責任限定契約の概要

当社は、取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号八及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容の概要

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様的意思に基づき行われるべきものと考えておりますが、その前提として、株主の皆様に必要なかつ十分な情報をご提供したうえで、ご判断をいただくために必要かつ十分な時間と機会を確保することが重要と考えております。当社は、2022年6月開催の第110期定時株主総会終結の時をもって「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を継続しない旨を決定し、現在に至っておりますが、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が当該大量買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、同時に株主の皆様の検討の時間を確保するよう努めます。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

a 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社及び子会社27社並びに関連会社15社(2023年4月1日現在)より構成され、金融商品取引業及びその関連業務を中心にお客様のニーズにあった金融商品、サービス、ソリューションを提供しております。

当社グループの中核をなす東海東京証券株式会社は、中部地区を中心とする営業基盤を持ち、対面営業を主体とする多様な個人営業モデルからトレーディング業務、投資銀行業務までを幅広く手がけ、多種多様な商品・サービスを提供するとともに、地域金融機関や中堅・中小の証券会社等に金融商品取引業に必要な各種インフラ・機能を提供する「プラットフォームビジネス」を展開するなど、独自性ある金融サービスを提供・充実しております。

一方、当社は、当社グループの運営・統括に当たるとともに、金融業界を取り巻くビジネス環境は大転換期を迎え、未来を見据えた重要な戦略として、有力地方銀行との提携合併証券会社を中心としたアライアンス戦略の拡大の他、最先端のFintech技術を駆使したデジタル戦略の本格展開、及び大手事業法人等のPowerful Partnersとの協業・基盤拡充、並びに銀行、資産運用、信託、資源などの新たなビジネス領域への進出等を推進しております。

さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、当社グループは“ Social Value & Justice ” (社会的価値の追求・社会的正義の遂行) を行動の原点とし、専門性と人間性を磨くことにより、お客様や株主の皆様からの信頼を構築し、難しい時代を切り開いていくように邁進してまいります。

b 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式に対して大量買付行為がなされ、当社グループの企業価値等を毀損するおそれがある場合には、株主の皆様が適切に判断するための必要な情報収集や情報開示に努めるとともに、独立性の高い社外取締役等の意見を踏まえた取締役会の判断の下、法令に基づき適切な措置を講じてまいります。

本取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本取組み(に記載する基本方針の実現に資する特別な取組み)は、前述のとおり、基本方針の実現のため、当社グループの企業価値等を継続的かつ持続的に確保、向上させるために取り組むものであります。このため、当社取締役会は、本取組みが基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主へ安定的かつ適切な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

取締役の責任免除

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

取締役の定数及び取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任決議については、会社法第341条及び同法第342条第1項の規定に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によってこれを決める旨定款に定めております。

取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

取締役会

当社は、原則として月1回取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項並びに会社経営・グループ経営に関する重要事項等を決定し、また、法令に定められた事項及び重要な業務の執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務執行の監督を行っております。

当事業年度における取締役会での具体的な検討内容として、新中期経営計画の策定及びKGI・KPIの設定、「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の非継続の決定、買収防衛策の廃止及び独立性判断基準の変更に伴う「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の改正、決算承認及び配当実施の決定、経営戦略に係る進捗状況の報告、監査・リスクマネジメント・内部統制・コンプライアンスに関する状況報告等となります。

また、当事業年度において取締役会を計17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりとなります。

氏名	社内/社外 区分	2023年3月期 取締役会 出席状況(全17回)	監査等委員会及び 指名・報酬委員会の兼務状況
石田 建昭	社内	17回	指名・報酬委員会
合田 一郎	社内	17回	
山根 秀昭	社内	17回	
中山 恒博	社外	17回	指名・報酬委員会
藤原 洋	社外	12回	指名・報酬委員会
大野 哲嗣	社内	17回	監査等委員会
井上 恵介	社外	17回	監査等委員会
山崎 穰一	社外	17回	監査等委員会、指名・報酬委員会
池田 綾子	社外	17回	監査等委員会、指名・報酬委員会

指名・報酬委員会

当社は、取締役候補者の指名及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しており、取締役候補者に関する審議、取締役の報酬制度・報酬等の水準及び個人別の報酬等の内容を審議し、取締役会に答申しております。

当事業年度における指名・報酬委員会での具体的な審議内容は、取締役候補者に関する審議、取締役及び監査等委員である取締役の報酬に関する審議、取締役賞与個人別支給額に関する審議、次期経営メンバーに関する事項の報告等となります。

当事業年度において、指名・報酬委員会を計7回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりとなります。

氏名	社内/社外 区分	2023年3月期 指名・報酬委員会 出席状況(全7回)
石田 建昭	社内	7回
中山 恒博	社外	7回
藤原 洋	社外	5回
山崎 穰一	社外	7回
池田 綾子	社外	7回

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 会長	石 田 建 昭	1946年 1 月 2 日生	1968年 4 月 株式会社東海銀行 入行 1992年 4 月 欧州東海銀行 頭取 1994年 6 月 株式会社東海銀行 取締役 1996年 6 月 同行常務取締役 1998年 6 月 東海投信投資顧問株式会社 取締役社長 2001年 4 月 欧州東海銀行 会長 2002年 4 月 U F J インターナショナル 会長 2003年 4 月 同社社長 2004年 5 月 当社顧問 2004年 6 月 当社代表取締役 副社長 2005年 3 月 当社代表取締役 社長 2006年 6 月 当社代表取締役 社長 最高経営責任者 (C E O) 2009年 4 月 東海東京証券株式会社 代表取締役 会長 最高経営責任者 (C E O) 2019年 4 月 同社取締役 (現任) 2021年 6 月 当社代表取締役 会長 (現任)	(注) 3	542,900
代表取締役 社長	合 田 一 朗	1968年 8 月 24日生	1992年 4 月 株式会社三和銀行 入行 2007年 8 月 住友信託銀行株式会社 入行 2012年 1 月 東海東京証券株式会社 入社 2014年 4 月 同社市場企画部長 2015年 4 月 当社戦略企画部長 2016年 4 月 当社執行役員 戦略企画部長 2017年 10 月 当社執行役員 戦略企画グループ 副担任 2018年 4 月 東海東京証券株式会社 常務執行役員 企画・管理本部長 (内部管理統括責任者) 2018年 5 月 当社常務執行役員 特命担当 2019年 1 月 東海東京証券株式会社 常務執行役員 企画・管理本部長 兼 企画部長 2019年 4 月 同社代表取締役 社長 兼 営業統括ユニット 長 2020年 5 月 同社代表取締役 社長 2021年 6 月 同社取締役 (現任) 当社代表取締役 社長 (現任)	(注) 3	109,800
取締役 副社長 総合企画グループ 担任	林 雅 則	1962年 3 月 20日生	1984年 4 月 丸万証券株式会社 入社 2000年 4 月 株式会社東海丸万投資顧問 出向 運用部長 2006年 3 月 当社ウェルスマネジメント部長 2009年 4 月 当社リテール戦略部長 2010年 4 月 東海東京証券株式会社 営業企画部長 2011年 5 月 当社総合企画部長 2012年 4 月 東海東京証券株式会社 東日本地域本部 副本部長 2013年 4 月 同社執行役員 企画・管理本部 副本部長 2013年 10 月 東海東京アカデミー株式会社 常務執行役員 2014年 4 月 東海東京証券株式会社 執行役員 企画・管理本部 副本部長 2015年 4 月 同社常務執行役員 企画・管理本部 副本部長 2016年 4 月 同社常務執行役員 法人営業 本部長 2017年 4 月 浜銀 T T 証券株式会社 代表取締役 副社長 2020年 5 月 当社専務執行役員 特命担当 2020年 6 月 株式会社マナーコンパス・ジャパン 代表取締役 社長 (兼) 3 . 0 証券準備株式会社 代表取締役 社長 2021年 4 月 当社専務執行役員 人事企画グループ 担任 2022年 10 月 当社専務執行役員 総合企画グループ 担任 2023年 4 月 当社副社長 総合企画グループ 担任 2023年 6 月 当社取締役 副社長 総合企画グループ 担任 (現任)	(注) 3	58,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 取締役会議長	中山 恒 博	1948年 1月20日生	1971年 4月 1999年 6月 2000年 9月 2002年 4月 2004年 4月 2007年 4月 2007年 5月 2008年11月 2009年 3月 2010年 7月 2017年 6月 2017年 7月 2018年 6月 2019年 6月 2020年 6月 2021年 6月	株式会社日本興業銀行入行 同行執行役員 営業第一部長 株式会社みずほホールディングス 常務執行役員 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 同行取締役副頭取 メリルリンチ日本証券株式会社顧問 同社代表取締役会長 同社代表取締役会長兼社長 同社代表取締役会長兼社長(兼)バンク・オブ・アメリカ・グループ在日代表 メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役会長 同社取締役 同社特別顧問 当社取締役 三井不動産株式会社取締役(現任) 当社取締役(監査等委員) 当社取締役(現任)	(注) 3	
取締役	宮 沢 和 正	1956年 2月20日生	1980年 4月 1997年 4月 1999年 4月 2001年 1月 2006年10月 2010年 1月 2017年 1月 2020年 4月 2020年 4月 2021年10月 2023年 6月	ソニー株式会社 入社 ソニー・アメリカIT事業部 企画部部長 ソニー株式会社ICカード事業部 総合企画部部長 ビットワレット株式会社執行役員常務 最高戦略責任者 東京工業大学経営システム工学講師(現任) 楽天Edy株式会社執行役員 企画部長 ソラミツ株式会社COO最高執行責任者 同社代表取締役社長(現任) Digital Platformer株式会社取締役 ReNet Soramitsu Financial Technology Co., Ltd.取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注) 3	
取締役 (監査等委員)	大 野 哲 嗣	1961年 2月11日生	1983年 4月 1992年12月 1996年 8月 2000年 7月 2003年 7月 2007年 4月 2009年 4月 2010年 4月 2012年 4月 2013年 4月 2014年 4月 2015年 4月 2017年 4月 2019年 4月 2020年 5月 2020年 6月	丸万証券株式会社入社 株式会社丸万ファイナンス入社 株式会社セントラル・キャピタル入社 当社入社 当社名古屋企業開発部長 当社企業ソリューション推進部長 東海東京証券株式会社 名古屋企業金融部長 同社本店営業推進部長 兼 営業推進課長 当社総合企画部長 東海東京証券株式会社 東京法人第一部長 同社東京法人部長 当社財務企画部長(東海東京証券株式会社財務部長を兼任) 当社執行役員 財務企画部長(東海東京証券株式会社執行役員 財務部長を兼任) 当社常務執行役員 総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長 当社顧問 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 4	24,900

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	井上 恵介	1949年 8月 6日生	1973年 4月 1999年 7月 2001年10月 2002年 4月 2002年 6月 2002年12月 2007年 7月 2009年 4月 2009年 6月 2012年 4月 2013年 7月 2016年 4月 2016年 6月 2017年 9月 2021年 4月	住友生命保険相互会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社常務取締役嘱常務執行役員 住友ライフ・インベストメント株式会社代表取締役社長兼CEO 三井住友アセットマネジメント株式会社代表取締役社長兼CEO 住友生命保険相互会社代表取締役専務執行役員 三井生命保険株式会社副社長執行役員 同社取締役副社長執行役員 住友生命保険相互会社常任顧問 麻布経済研究所代表(現任) 当社非常勤顧問 当社取締役(監査等委員)(現任) カーディフ損害保険株式会社監査役(現任) 株式会社エトワール海渡 取締役	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	山崎 穰一	1955年 1月 9日生	1978年 4月 1985年 5月 1995年 1月 1997年 7月 1998年12月 2000年 7月 2005年12月 2009年 7月 2010年 7月 2011年 7月 2012年 7月 2013年 2月 2013年 3月 2018年12月 2019年 5月 2020年 6月	大蔵省入省 理財局国際課課長補佐 在大韓民国日本国大使館参事官 証券局証券市場課公社債市場室長 金融再生委員会事務局 金融危機管理課長 主計局主計官 (国土交通省、環境省担当) 金融庁総務企画局参事官(監督局担当) 東海財務局長 近畿財務局長 独立行政法人 国立印刷局 理事 税務大学校長 財務省 辞職 農林中央金庫 監事 損害保険ジャパン株式会社 顧問 損保ジャパンDC証券株式会社 常勤監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
取締役 (監査等委員)	池田 綾子	1959年12月 5日生	1984年 4月 1990年 1月 1991年 4月 1992年 9月 2002年 4月 2006年 4月 2015年 4月 2021年 6月	弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会 原後法律事務所 (現 原後総合法律事務所) 米国ステップトナー・アンド・ジョンソン法律事務所 ニューヨーク州弁護士資格取得 濱田松本法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所)(現任) 司法研修所教官(民事弁護担当) 日本弁護士連合会事務次長 日本弁護士連合会常務理事 第二東京弁護士会副会長 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	
計						735,600

- (注) 1 中山恒博及び宮沢和正の2氏は、社外取締役であります。
- 2 井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の3氏は、監査等委員である社外取締役であります。
- 3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)(以下、「監査等委員でない取締役」という。社外取締役の場合は「監査等委員でない社外取締役」という。)の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査等委員である取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社及び主要な子会社である東海東京証券株式会社の役員(執行役員等を含む。)は、男性56名 女性7名(役員のうち女性の比率11.1%)であります。

社外役員の状況

社外取締役

当社では、監査等委員でない社外取締役2名と監査等委員である社外取締役3名を選任しております。なお、監査等委員でない社外取締役である中山恒博及び宮沢和正、並びに監査等委員である社外取締役である井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の5氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立役員に指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ております。

社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、取締役会において、一般株主と利益相反の生じない客観的・中立的な立場から、それぞれの豊富な経験からくる総合的な見地や専門の見地から積極的に助言及び提言等を実施し、取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の意思決定及び職務執行の妥当性、適正性を確保する機能、役割を担っております。

また、監査等委員である社外取締役は、内部監査部門に対する監査命令及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について適切に監査する機能、役割を担っております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

各社外取締役と当社との間に株主・投資者に影響を及ぼすおそれのある人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないと判断しております。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の会社と当社との間の人的関係はありません。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間には資本的関係がありますが、いずれも主要株主に該当せず、各社外取締役が直接利害関係を有するものではありません。また、各社外取締役が所有する当社株式数につきましては、「役員一覧」に記載のとおりです。

各社外取締役が現在及び過去において在籍の一部の会社と当社との間の取引関係につきましては、一般消費者としての取引関係であるため、各社外取締役が当社との間に直接利害関係を有するものではありません。

なお、社外取締役である宮沢和正氏は、2020年4月から2023年2月28日まで、当社の特定関係事業者であるDigital Platformer(株)の役員(非業務執行者)でありました。

社外取締役の独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

当社は、社外取締役の独立性に関する「独立性判断基準」を定めております。社外取締役の選任にあたっては、当該基準を満たす、当社との間に利害関係のない社外取締役を選任しており、それぞれが当社から独立して監督機能又は監査機能を発揮し、職務を適切に遂行できるものと判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、内部監査及び会計監査に係る報告を受けるなど、業務執行に対する監督機能の充実に努めております。

監査等委員である社外取締役は、常勤監査等委員及び内部監査部門からの報告や会計監査人との意見交換等を通じて情報収集し、監査体制の独立性及び中立性を一層高めるとともに、監査の実効性を向上させるなど、監査機能の充実に努めております。

また、社外取締役は、取締役会において内部統制部門から内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、適正な監督又は監査に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用とそれに対する監視及び検証を前提として、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取のほか、重要な書類の閲覧、監査部に対する指揮・指示及び報告聴取、会計監査人からの報告聴取等により、取締役の業務執行状況について監査しております。常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内情報の収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、会計監査人との情報の共有及び連携を図っております。また、当社は、監査部に監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する補助使用人を配置しております。なお、常勤監査等委員は、当社及びグループ会社において投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。

監査等委員会は取締役会に先立ち毎月開催されるほか必要に応じて随時開催されます。当事業年度は14回開催されており、各監査等委員の出席状況及び主な決議・報告事項は以下のとおりであります。

氏名	監査等委員会 開催回数	出席回数(出席率)
井上 恵介	14回	14回(100%)
山崎 穰一	14回	14回(100%)
池田 綾子	14回	14回(100%)
大野 哲嗣	14回	14回(100%)

主な決議事項：会計監査人の異動、監査等委員会監査報告、監査等委員ではない取締役の選解任に係る意見の決定及び陳述権行使、監査等委員である取締役の選任議案提出同意、監査等委員ではない取締役の報酬等に係る意見決定及び陳述権行使、定時株主総会提出の議案及び書類等調査結果、監査等委員会委員長の選定、常勤監査等委員及び特定監査等委員の選定、選定監査等委員の選定、「監査等委員会監査等基準」一部改正、会計監査人の報酬等に関する監査等委員会の同意、定時株主総会資料の書面交付請求株主向け送付資料に係る記載省略事項に関する承認、監査等委員会監査計画策定、非保証業務の提供に関する「事前の了解」

主な報告事項：常勤監査等委員監査実施状況、事業報告及び計算書類等監査結果報告、監査等委員会活動報告等

内部監査の状況

内部監査につきましては、監査部(17名)が社内監査及び子会社監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役社長に報告し、監査等委員会は取締役会に報告しております。監査部を執行組織から分離し、監査等委員会の下に位置づけ、その独立性と実効性を確保しております。

(内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係)

a 内部監査と監査等委員会監査の連携状況

内部監査を行う監査部は、内部監査機能強化のため、従来から執行組織より分離されており、監査等委員会設置会社移行後においても、監査等委員会の下に位置づけることで、その独立性と実効性を確保しております。監査等委員会は、監査部に対し監査の指揮・指示及び監査結果等についての報告聴取を行い、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出しております。

b 内部監査と会計監査の連携状況

内部監査部門と会計監査人は、内部統制システムの維持・向上のため、必要に応じて意見交換を行うなど、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

c 監査等委員会監査と会計監査の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査に努めております。また、監査等委員会は、会計監査人から監査計画の概要を受領し、監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っております。

d 内部統制部門との関係

内部統制部門は、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人に対して、内部統制システムの構築・運用の状況について適宜報告を行うほか、必要に応じて情報交換を行い、効果的な連携に努めております。

会計監査の状況

監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

継続監査期間

1年間

業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 福井淳

指定有限責任社員 松田好弘

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 28名

(注) その他には、公認会計士試験合格者、税理士、IT監査専門家等を含んでおります。

監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、当社グループの事業領域に精通しており、その事業領域に内在するリスクを適切に評価した監査体制を有する監査法人を選定することを方針としております。また、選定的前提条件として、会社法上の欠格事項に該当せず、独立性に問題がないこと、当社グループの監査を行える組織規模を有し、品質管理体制が整備されていること、監査報酬に透明性があることの確認を行うこととしております。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から、「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」(2020年12月21日開催 監査等委員会決議)に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人の評価を行っております。評価の方法は、日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(平成29年10月13日)に基づき策定した評価基準(職務遂行状況及び監査体制並びに会計監査人に対する日本公認会計士協会による品質レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果)、監査法人及び財務担当部署への質問書の回答結果をもとに評価を行っております。

監査法人の異動

当社は、2022年6月28日開催の第110回定時株主総会において、次のとおり監査法人を異動しております。

- 第110期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日 連結・個別) 有限責任監査法人トーマツ
第111期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日 連結・個別) 有限責任 あずさ監査法人

なお、臨時報告書(2022年5月18日提出)に記載した事項は次のとおりです。

(1)当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2)当該異動の年月日

2022年6月28日(第110期定時株主総会開催日)

(3)退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2006年7月7日

(4)退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5)当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、第110期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。当社の監査等委員会は、現会計監査人の監査継続年数を踏まえ、会計監査人のローテーション制度を導入すべく、複数の監査法人から提案を受けた上で比較検討した結果、新たに有限責任 あずさ監査法人が候補者として適任であると判断いたしました。

監査等委員会は、会計監査人就从任から10年経過時点で、監査実績等の評価を踏まえローテーションを検討する、「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」を2020年12月21日付で決議しております。

有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、本方針に基づき、監査に新しい視点(フレッシュ・アイ)を導入することで、馴れ合いとなることがないように質の高い監査を目指し、会計監査の透明性を担保することにより株主の利益に資するため、会計監査人として要求される専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

(6)上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	53	5	45	-
連結子会社	44	5	72	0
計	98	10	117	0

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、統合報告書作成に係るアドバイザリー業務であります。

また、連結子会社における前連結会計年度及び当連結会計年度の非監査業務の内容は、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務であります。

監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	1	-	-
連結子会社	22	22	8	-
計	22	23	8	-

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)対応に係るアドバイザリー業務であります。

また、連結子会社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)対応に係るアドバイザリー業務、税務関連業務等であります。

その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるエース証券株式会社及び丸八証券株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に監査証明業務に基づく報酬として合計で50百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社である丸八証券株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に監査証明業務に基づく報酬として28百万円を支払っております。

監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、監査体制、監査計画の内容・監査時間及び監査範囲等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社グループの役員報酬等の算定方法の決定に関する方針は下記のとおりであり、取締役会において決議しております。

1. 証券業を主とした金融グループとして、企業経営において重要となるコーポレート・ガバナンスのあり方の模範となる仕組みのひとつであるとして役員報酬制度を整備し、かつそれを実際に適切に運用する。
2. 企業経営の骨格を担う取締役及び執行役員に対する報酬の決定方法について、株主をはじめとしたステークホルダーに対して、透明性、説明力を備えた仕組みとする。
3. 役員に対して期待される役割、責任をきちんと喚起できるだけでなく、その任に就く役員が経営責任や業務執行責任を担うモチベーションを適切に持つことができる仕組みとする。
4. グループ各社の事業特性や位置づけを踏まえた形で、個社業績や、役員の貢献に対して適切に報いると同時に、グループ一体となった事業運営を可能とする仕組みとする。

当社は、取締役の個人別の報酬内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプション(非金銭報酬等)により構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7:3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給としております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与については、短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率(ROE)をベースとした連結業績に部門及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給することとしています。なお、賞与に関しては、中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」において、数値目標として自己資本利益率(ROE)のKGIを12%としており、当事業年度における実績値は1.1%であります。

また、ストック・オプションについては、株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、毎事業年度の一定の時期に、ストック・オプションを付与しています。ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬総額に含めるものとしており、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会にて決定しています。なお、ストック・オプション制度の内容については、「1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、社外取締役4名と代表取締役会長で構成する指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

当社は、2016年6月29日開催の第104期定時株主総会において、役員報酬については取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの総額を取締役(監査等委員である取締役を除く)は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額150百万円以内として決議しております。

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役会長 石田建昭であり、指名・報酬委員会へ諮問したうえで役員報酬制度の策定や個別支給額の決定を行います。

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2023年6月28日開催の取締役会において、代表取締役会長 石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しています。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する方針、算定方法、及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。当事業年度において役員報酬については、以下のとおり審議いたしました。

2022年5月	2022年3月期	取締役賞と支給の件
2022年6月	2022年3月期	取締役賞と個人別支給額の件
	2023年3月期	取締役及び監査等委員である取締役の月額報酬の件
2022年8月		当社及び東海東京証券の業務執行取締役に対する第14回ストック・オプション付与の件

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。当事業年度の役員報酬については、以下のとおり審議・決定しました。

2022年8月	第14回新株予約権の付与対象者決定の件
---------	---------------------

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)	
		固定 報酬	業績連動報酬			左記のうち、 非金銭報酬等
			賞与	ストック・ オプション		
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	183	180		2	2	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	20	20				1
社外役員	72	72				5

(注) 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、ストック・オプション2百万円であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下のようにしております。すなわち、もっぱら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有している投資株式を純投資目的である投資株式として区分し、これ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引関係により当社の企業価値やプレゼンスの向上に資すると判断できる等、保有の合理性が認められる場合を除き、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有しないことを原則としております。また、保有に伴うリスクとリターンが資本コストに見合っているか等についても合理性を精査しております。そして、これらの株式のうち、主要なものについては、保有の合理性を定期的に取締役会で検証し、検証の結果、保有の合理性が認められないと判断された銘柄については縮減を図ります。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	46	3,407
非上場株式以外の株式	77	6,176

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	7	138	子会社が保有していた6銘柄の取得並びに当社グループビジネスの拡大、加速及び地域社会への貢献を目的として1銘柄の取得
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	3	3,093
非上場株式以外の株式	3	278

特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
Kenanga Investment Bank Berhad	34,514,799	34,514,799	商品・サービスの相互提供などにより当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携契約に基づく関係性の強化を図るため	無
	1,014	1,247		
国泰君安証券股分有限公司	4,905,400	4,905,400	商品・サービスの相互提供などにより当社グループのアジア地域におけるビジネス拡大等を目的とした業務提携契約に基づく関係性の強化を図るため	無
	792	811		
株式会社十六フィナンシャルグループ	258,100	258,100	合弁証券会社運営などを目的とした「包括的業務提携に関する基本合意」に基づく関係性の強化を図るため	無
	728	560		
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	574,000	574,000	当社グループの証券ビジネスにおける取引関係の強化を図ること及び安定的な資金調達に資するため	無
	486	436		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社あいちフィ ナンシャルグループ	203,852		当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図ること及び安定的な資 金調達に資するため株式を保有していた 株式会社愛知銀行、株式会社中京銀行の 持株会社設立に係る株式移転により当事 業年度に取得	無
	438			
株式会社山口フィナ ンシャルグループ	431,000	431,000	合併証券会社運営などの関係性の強化を 図るため	無
	349	293		
カネ美食品株式会社	100,000	100,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	284	272		
名古屋鉄道株式会社	138,000	138,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	282	299		
東亜建設工業株式会 社	100,000	100,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	265	249		
国泰君安国際控股有 限公司	24,000,000	24,000,000	当社グループのアジア地域におけるビジ ネス拡大等を目的とした業務提携関係の 強化を図るため	無
	260	330		
ゼリア新薬工業株式 会社	110,000	110,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	246	209		
三井住友トラスト・ ホールディングス株 式会社	51,200	51,200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図ること及び安定的な資 金調達に資するため	無
	232	204		
Bao Viet Securities Joint Stock Company	2,000,000	2,000,000	商品・サービスの相互提供などにより当 社グループのアジア地域におけるビジネ ス拡大等を目的とした業務提携契約に基 づく関係性の強化を図るため	無
	216	396		
株式会社御園座	80,500	80,500	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	142	160		
株式会社大垣共立銀 行	56,400	56,400	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図ること及び安定的な資 金調達に資するため	有
	100	107		
名糖産業株式会社	59,300	59,300	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	97	94		
岡谷鋼機株式会社	5,000	5,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	51	48		
MS&ADインシュ アランスグループ ホールディングス株 式会社	9,500	9,500	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	39	37		
日本碍子株式会社	11,000	11,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	19	19		
株式会社ノザワ	26,000	26,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	17	18		
東邦瓦斯株式会社	7,000	7,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	17	19		
名工建設株式会社	11,000	11,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	12	13		
水戸証券株式会社	41,000	41,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	11	11		
名港海運株式会社	10,000	10,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	11	11		
セイノーホールディ ングス株式会社	7,000	7,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	10	7		
愛知電機株式会社	1,600	1,600	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	5	4		
株式会社カノークス	3,000	3,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	5	3		
美濃窯業株式会社	6,000	6,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	3	2		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
中部日本放送株式 会社	5,600	5,600	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	2	3		
株式会社セリア	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	2	2		
中央可鍛工業株式 会社	6,000	6,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	2	2		
インフロニア・ホー ルディングス株式 会社	2,280	2,280	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	2	2		
セントラルフォレス トグループ株式会 社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	1		
名古屋電機工業株式 会社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	1		
株式会社ニチレイ	500	500	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	1		
日建工学株式会 社	900	900	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	1	1		
株式会社アオクスー パー	500	500	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	1		
株式会社プロンコピ リー	400	400	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	1	0		
株式会社N I T T O H	2,000	2,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
株式会社プレステー ジ・インターナショ ナル	1,600	1,600	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	1		
東陽倉庫株式会 社	3,000	3,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
株式会社池田泉州 ホールディングス	3,200	3,200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
マルサンアイ株式 会社	200	200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
シンクレイヤ株式 会社	1,000	1,000	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
東海エレクトロニク ス株式会社	200	200	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
パーソルホールディ ングス株式会 社	219	219	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
T R E ホールディ ングス株式会 社	372	372	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
テクノライゾン株 式会社	1,090	1,090	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		
愛知時計電機株式 会社	300	300	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	有
	0	0		
株式会社エスライン	500	500	当社グループの証券ビジネスにおける取 引関係の強化を図るため	無
	0	0		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三菱HCキャピタル株式会社	2,420,000	2,420,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	1,655	1,379		
トヨタ自動車株式会社	708,500	708,500	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	1,331	1,574		
小野薬品工業株式会社	300,000	300,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	829	919		
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	120,000	120,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	544	480		
株式会社マキタ	100,000	100,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	328	393		
日本証券金融株式会社	299,500	299,500	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	304	275		
中部鋼板株式会社	101,000	101,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	238	86		
株式会社サンゲツ	95,400	95,400	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	213	145		
スズキ株式会社	39,000	39,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	有
	187	164		
株式会社メイコー	39,000	39,000	退職給付信託(議決権行使の指図権限)	無
	113	158		

(注) 1 みなし保有株式の貸借対照表計上額は、期末日の時価を記載しております。

2 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

3 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄が60銘柄に満たないため、特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位60銘柄について記載しております。

4 定量的な保有効果については記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性の検証は、保有の狙い及びリスクとリターンが資本コストに見合っているかの観点から行っております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0	1	0
非上場株式以外の株式				

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額(百万円)	売却損益の合計額(百万円)	評価損益の合計額(百万円)
非上場株式			0
非上場株式以外の株式			

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)並びに同規則第46条及び第68条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保し、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入して、会計基準の新設、改正等に関する内容の把握に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 100,360	2 131,606
預託金	74,648	74,058
顧客分別金信託	71,225	69,336
その他の預託金	3,423	4,722
トレーディング商品	2 529,440	2 272,917
商品有価証券等	518,527	260,859
デリバティブ取引	10,913	12,058
信用取引資産	135,347	79,497
信用取引貸付金	43,335	40,789
信用取引借証券担保金	92,011	38,708
有価証券担保貸付金	551,583	304,108
借入有価証券担保金	95,899	81,054
現先取引貸付金	455,683	223,054
立替金	6,006	213
募集等払込金	154	-
短期差入保証金	60,365	47,306
短期貸付金	36,740	52,162
未収収益	4 6,496	4 3,443
その他	4 4,662	4 14,647
貸倒引当金	99	81
流動資産合計	1,505,707	979,880
固定資産		
有形固定資産	1 10,478	1 9,683
建物	3,855	3,703
器具備品	3,322	2,678
土地	3,300	3,300
無形固定資産	7,585	7,883
のれん	1,247	975
ソフトウェア	5,879	6,807
電話加入権	33	32
その他	425	67
投資その他の資産	57,459	58,572
投資有価証券	6 44,206	6 45,923
長期差入保証金	5,511	4,768
繰延税金資産	66	51
退職給付に係る資産	6,618	6,886
その他	1,389	1,274
貸倒引当金	332	332
固定資産合計	75,523	76,139
資産合計	1,581,231	1,056,020

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	444,613	235,926
商品有価証券等	431,959	212,558
デリバティブ取引	12,653	23,368
約定見返勘定	78,170	8,405
信用取引負債	18,072	29,856
信用取引借入金	13,313	13,323
信用取引貸証券受入金	4,759	16,532
有価証券担保借入金	326,725	146,125
有価証券貸借取引受入金	54,073	48,999
現先取引借入金	272,652	97,125
預り金	69,609	63,050
受入保証金	22,627	14,394
短期借入金	² 234,364	² 208,602
短期社債	14,500	11,500
1年内償還予定の社債	27,594	26,778
未払法人税等	1,187	1,273
賞与引当金	2,387	1,797
役員賞与引当金	70	-
その他	14,922	6,797
流動負債合計	1,254,845	754,508
固定負債		
社債	28,585	21,979
長期借入金	107,300	93,500
繰延税金負債	1,468	1,804
役員退職慰労引当金	114	127
退職給付に係る負債	256	169
その他	2,389	1,893
固定負債合計	140,114	119,474
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	703	689
特別法上の準備金合計	⁵ 703	⁵ 689
負債合計	1,395,663	874,672
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	24,569	24,533
利益剰余金	114,580	111,064
自己株式	5,197	5,036
株主資本合計	169,952	166,562
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,083	934
為替換算調整勘定	87	413
退職給付に係る調整累計額	1,607	1,376
その他の包括利益累計額合計	2,778	2,724
新株予約権	497	547
非支配株主持分	12,340	11,513
純資産合計	185,568	181,348
負債純資産合計	1,581,231	1,056,020

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業収益		
受入手数料	1 37,575	1 32,929
委託手数料	13,929	11,758
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,333	1,112
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	9,939	6,900
その他の受入手数料	12,372	13,157
トレーディング損益	33,998	31,287
金融収益	9,401	9,165
営業収益計	80,975	73,383
金融費用	2,726	3,784
純営業収益	78,249	69,598
販売費及び一般管理費		
取引関係費	13,127	12,428
人件費	2 32,320	2 30,836
不動産関係費	7,732	7,585
事務費	8,645	8,635
減価償却費	2,902	3,280
租税公課	1,784	1,676
貸倒引当金繰入れ	1	34
その他	1,852	1,962
販売費及び一般管理費合計	68,368	66,438
営業利益	9,881	3,159
営業外収益		
受取配当金	672	1,153
持分法による投資利益	1,179	-
投資事業組合運用益	462	555
投資有価証券売却益	414	-
投資有価証券評価益	438	2,166
その他	173	345
営業外収益合計	3,341	4,219
営業外費用		
持分法による投資損失	-	749
投資事業組合運用損	204	194
為替差損	7	-
その他	31	89
営業外費用合計	243	1,033
経常利益	12,979	6,346

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	66	-
投資有価証券売却益	249	142
負ののれん発生益	8,268	-
抱合せ株式消滅差益	-	21
金融商品取引責任準備金戻入	-	13
特別利益合計	8,584	177
特別損失		
固定資産売却損	28	-
減損損失	85	-
投資有価証券売却損	94	-
投資有価証券評価損	348	235
持分変動損失	36	-
段階取得に係る差損	2,473	-
特別退職金	342	-
解約違約金	51	-
原状回復費用	271	-
和解金	-	188
金融商品取引責任準備金繰入れ	1	-
特別損失合計	3,736	423
税金等調整前当期純利益	17,828	6,099
法人税、住民税及び事業税	3,882	2,824
法人税等調整額	241	565
法人税等合計	4,124	3,390
当期純利益	13,704	2,709
非支配株主に帰属する当期純利益	553	756
親会社株主に帰属する当期純利益	13,150	1,953

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
当期純利益	13,704	2,709
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	412	153
為替換算調整勘定	653	321
退職給付に係る調整額	360	231
持分法適用会社に対する持分相当額	7	2
その他の包括利益合計	1,110	1,60
包括利益	13,593	2,649
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,042	1,899
非支配株主に係る包括利益	551	749

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	24,587	107,390	5,292	162,685
当期変動額					
剰余金の配当			5,960		5,960
親会社株主に帰属する当期純利益			13,150		13,150
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		17		95	77
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	17	7,189	94	7,266
当期末残高	36,000	24,569	114,580	5,197	169,952

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,490	571	1,967	2,886	442	6,669	172,684
当期変動額							
剰余金の配当							5,960
親会社株主に帰属する当期純利益							13,150
自己株式の取得							0
自己株式の処分							77
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	407	658	360	108	54	5,670	5,616
当期変動額合計	407	658	360	108	54	5,670	12,883
当期末残高	1,083	87	1,607	2,778	497	12,340	185,568

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	36,000	24,569	114,580	5,197	169,952
当期変動額					
剰余金の配当			5,469		5,469
親会社株主に帰属する当期純利益			1,953		1,953
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		35		162	126
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	35	3,515	161	3,390
当期末残高	36,000	24,533	111,064	5,036	166,562

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,083	87	1,607	2,778	497	12,340	185,568
当期変動額							
剰余金の配当							5,469
親会社株主に帰属する当期純利益							1,953
自己株式の取得							0
自己株式の処分							126
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	148	326	231	53	50	826	830
当期変動額合計	148	326	231	53	50	826	4,220
当期末残高	934	413	1,376	2,724	547	11,513	181,348

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	17,828	6,099
減価償却費	2,902	3,280
のれん償却額	281	282
持分法による投資損益(は益)	1,179	749
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	990	688
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	21	13
貸倒引当金の増減額(は減少)	34	18
受取利息及び受取配当金	10,074	10,319
支払利息	2,726	3,784
減損損失	85	-
固定資産売却損益(は益)	38	-
投資有価証券売却損益(は益)	568	127
投資有価証券評価損益(は益)	90	1,930
持分変動損益(は益)	36	-
負ののれん発生益	8,268	-
段階取得に係る差損益(は益)	2,473	-
抱合せ株式消滅差損益(は益)	-	21
顧客分別金信託の増減額(は増加)	17,375	1,888
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	60,761	256,523
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	65,319	208,686
約定見返勘定の増減額	70,639	69,764
信用取引資産の増減額(は増加)	24,714	55,849
信用取引負債の増減額(は減少)	3,974	11,784
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	143,754	247,474
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	41,945	180,600
預り金の増減額(は減少)	9,966	7,035
受入保証金の増減額(は減少)	8,597	8,233
その他の資産の増減額(は増加)	12,702	9,759
その他の負債の増減額(は減少)	6,170	8,060
小計	4,866	102,004
利息及び配当金の受取額	8,481	13,544
利息の支払額	2,167	4,107
法人税等の支払額	5,507	4,134
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,672	107,307

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付けによる支出	27,696	24,847
短期貸付金の回収による収入	5,469	9,439
有形固定資産の取得による支出	1,062	541
有形固定資産の売却による収入	120	0
無形固定資産の取得による支出	3,120	2,577
投資有価証券の取得による支出	3,141	2,491
投資有価証券の売却による収入	2,983	1,930
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	4,539	-
関係会社株式の取得による支出	1,001	100
差入保証金の差入による支出	307	501
差入保証金の回収による収入	166	446
その他	40	621
投資活動によるキャッシュ・フロー	23,011	18,620
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	5,972	43,833
長期借入れによる収入	26,100	4,200
長期借入金の返済による支出	7,509	-
短期社債の発行による収入	81,600	79,200
短期社債の償還による支出	83,100	82,200
社債の発行による収入	60,493	33,449
社債の償還による支出	33,687	40,871
ストックオプションの行使による収入	67	106
自己株式の純増減額（は増加）	0	0
配当金の支払額	5,961	5,455
非支配株主からの払込みによる収入	1,194	73
非支配株主への払戻による支出	65	1,560
非支配株主への配当金の支払額	150	89
その他	653	612
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,355	57,593
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,474	839
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	16,491	31,933
現金及び現金同等物の期首残高	81,950	98,442
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	48
現金及び現金同等物の期末残高	1 98,442	1 130,423

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 27社(当連結会計年度末現在)

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

2022年5月より、ともに当社の連結子会社である東海東京証券株式会社とエース証券株式会社は、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、エース証券株式会社を連結の範囲から除外しております。

2022年12月より、バリューアップ投資事業有限責任組合を清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、2022年5月より、当社の連結子会社である東海東京証券株式会社と株式会社エースコンサルティングは、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、株式会社エースコンサルティングを非連結子会社から除外しております。

また、2022年9月より、株式会社エース経済研究所を清算結了したため、非連結子会社から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 15社(当連結会計年度末現在)

主要な持分法を適用した関連会社名は、「第1 企業の概況 4 . 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(持分法適用の範囲の変更)

2022年11月より、当社の連結子会社である東海東京インベストメント株式会社と学校法人藤田学園の子会社である株式会社フジタ・イノベーション・キャピタルが共同で設立したフジタTTインパクト1号投資事業有限責任組合を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

該当事項はありません。

なお、2022年5月より、当社の連結子会社である東海東京証券株式会社と株式会社エースコンサルティングは、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をしたため、株式会社エースコンサルティングを非連結子会社から除外しております。

また、2022年9月より、株式会社エース経済研究所を清算結了したため、非連結子会社から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社9社及び投資事業有限責任組合2社の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の財務諸表を使用して、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行って連結しております。また、国内子会社1社の決算日は8月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しており、他の15社の決算日は3月31日であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

トレーディングの目的及び範囲

取引所等有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得ること及びこれら取引により生じる損失を減少させることをトレーディングの目的としており、その範囲は有価証券の売買、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引等の取引であります。

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については時価法を採用しております。

トレーディング商品に属さない有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属さない有価証券等については、以下の評価基準及び評価方法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資

(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 2～50年

器具備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

主として、定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

リース資産

定額法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づき算出した期末退職慰労金要支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づく「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、主に連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数の均等償却により償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金からなっております。

(9) 重要な収益及び費用の計上基準

委託手数料

有価証券等の売買又はデリバティブ取引等の媒介、取次ぎ又は代理を行ったことにより顧客又は他の金融商品取引業者から受け入れる手数料であり、金融商品取引所における約定日又はこれに準じる日に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から概ね数営業日以内で支払いを受けております。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

有価証券の引受け、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行ったことにより発行会社等から受け入れる手数料であり、条件決定日等に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から発行会社等への払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行ったことにより顧客又は引受会社等から受け入れる手数料であり、募集等申込日等に収益を計上しており、当該履行義務の充足時点から払込日又は受渡日等までに支払いを受けております。

その他の受入手数料

その他受入手数料には様々な手数料が含まれておりますが、主な受入手数料は投資信託の代行手数料、保険手数料であります。投資信託の代行手数料は、口座管理などの事務処理を行うことによって受け入れる手数料であり、その手数料は投資信託の預かり資産残高に応じて日々収益として計上しており、多くの場合において投資信託の決算日後から概ね数営業日以内に支払いを受けております。保険手数料は保険契約の取次により保険会社から受け入れる手数料であり、その手数料は主に申込日に顧客との契約から見込まれる手数料の金額を収益として計上しており、保険会社との契約により様々ではあるものの当該履行義務の充足時点から1年以内に支払いを受けております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

約定見返勘定の会計処理方法

トレーディング商品に属する商品有価証券等の売却及び買付に係る約定代金相当額として約定から受渡までの間計上される約定見返勘定について、連結貸借対照表上、借方の金額と貸方の金額を相殺して計上しております。

(重要な会計上の見積り)

持分法適用関連会社に関するのれんの評価

(1) 連結貸借対照表に計上した金額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
持分法適用関連会社に関するのれん相当額	2,939百万円	2,633百万円
うち、株式会社お金のデザイン	2,642百万円	2,407百万円

(注) 連結貸借対照表の投資有価証券に計上した関連会社株式

前連結会計年度 24,995百万円 当連結会計年度 24,011百万円

うち、株式会社お金のデザイン 前連結会計年度 3,237百万円 当連結会計年度 2,784百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(見積り金額の算出方法)

投資持分を取得した時点において関連会社が保有していた資産及び負債の時価を基礎とする取得原価の配分額と取得原価との差額は、のれんとして関連会社投資に含めて認識されています。当該のれんは、必要な場合、減損処理が行われ、その減損処理は持分法による投資利益(又は損失)として計上されます。減損処理の検討において、投資時に予想した収益性が当初よりも低下していないか、またその結果、投資額の回収が見込めなくなった状態にはないか、との観点から判定を行っております。

当連結会計年度において、減損損失の認識の要否の判定を行った結果、減損の認識は不要との判断を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の判定は、主に投資先への投資から得られる将来キャッシュ・フローに基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの総額は投資先の事業計画を基礎として、将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む運用資産残高等の将来の事業環境に係る仮定を反映して算定されております。また、株式会社お金のデザインでは当連結会計年度において、将来の事業計画の見直しが行われており、割引率は、加重平均資本コストを使用しております。

(翌年度の連結財務諸表に与える影響)

投資先の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)

(1) 概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額(は減少)」に含めて表示しておりました「約定見返勘定の増減額」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の負債の増減額(は減少)」に表示していた76,809百万円は、「約定見返勘定の増減額」70,639百万円、「その他の負債の増減額(は減少)」6,170百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
	11,307百万円	11,197百万円

2 担保に供している資産

前連結会計年度(2022年3月31日)

科目	担保資産の対象となる債務		担保に供している資産	
	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	80,400	109	92,352	92,461
金融機関借入金	80,000	109	91,922	92,031
証券金融会社借入金	400	-	430	430
計	80,400	109	92,352	92,461

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
- 2 上記のほか、短期借入有価証券31,861百万円を担保として差入れております。なお、このほかに営業保証供託金として、短期差入保証金15百万円、為替予約取引の担保として現金及び預金130百万円を差入れております。
- 3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

担保資産の対象となる債務		担保に供している資産		
科目	期末残高 (百万円)	現金及び 預金 (百万円)	トレーディ ング商品 (百万円)	計 (百万円)
短期借入金	50,400	2,628	85,340	87,968
金融機関借入金	50,000	2,628	84,910	87,538
証券金融会社借入金	400	-	430	430
計	50,400	2,628	85,340	87,968

- (注) 1 担保に供している資産は、期末帳簿価額によるものであります。
 2 上記のほか、短期借入有価証券36,344百万円を担保として差入れております。なお、このほかにも営業保証供託金として、短期差入保証金15百万円、為替予約取引の担保として現金及び預金30百万円を差入れております。
 3 担保に供しているトレーディング商品は受渡日基準に基づく金額を記載しております。

3 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額

(1) 差入れをした有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
信用取引貸証券	5,130百万円	16,241百万円
信用取引借入金の本担保証券	13,333	13,403
短期貸付有価証券	57,503	51,723
現先取引で売却した有価証券	275,384	96,416
差入保証金代用有価証券	2,924	2,443

(2) 差入れを受けた有価証券の時価額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
信用取引借証券	89,456百万円	37,465百万円
信用取引貸付金の本担保証券	40,202	38,795
短期借入有価証券	125,402	114,281
現先取引で買い付けた有価証券	457,308	223,123
受入証拠金代用有価証券	15,607	18,438
受入保証金代用有価証券	66,919	53,027
その他	732	583

4 未収収益及び流動資産のその他のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「(収益認識関係) 3. 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

5 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。

金融商品取引責任準備金

「金融商品取引法」第46条の5の規定に基づき計上しております。

6 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
投資有価証券(株式)	25,015百万円	24,011百万円

7 コミットメントライン契約に基づく借入未実行残高

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
コミットメントの総額	43,000 百万円	43,000 百万円
借入実行残高		
差引額	43,000	43,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益においては、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
賞与引当金繰入れ	2,407百万円	1,856百万円
役員賞与引当金繰入れ	70	-
退職給付費用	18	130
役員退職慰労引当金繰入れ	43	51

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	208百万円	581百万円
組替調整額	782	846
税効果調整前	574	265
税効果額	161	112
その他有価証券評価差額金	412	153
為替換算調整勘定		
当期発生額	653	321
組替調整額	-	-
税効果調整前	653	321
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	653	321
退職給付に係る調整額		
当期発生額	131	285
組替調整額	640	618
税効果調整前	508	333
税効果額	148	102
退職給付に係る調整額	360	231
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	7	2
その他の包括利益合計	110	60

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	260,582,115	-	-	260,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,218,314	2,141	221,000	11,999,455

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求2,141株によるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した221,000株によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	497
合計		497

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,477	14.00	2021年3月31日	2021年6月28日
			(うち記念配当2.00)		
2021年10月29日 取締役会	普通株式	2,483	10.00	2021年9月30日	2021年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,480	14.00	2022年3月31日	2022年6月29日

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	260,582,115	-	-	260,582,115

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	11,999,455	1,393	374,050	11,626,798

- (注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取請求1,393株によるものであります。
2 自己株式(普通株式)の減少は、単元未満株式の買増請求50株及び新株予約権の行使により新株の発行に代えて譲渡した374,000株によるものであります。

3 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	547
合計		547

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,480	14.00	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	1,988	8.00	2022年9月30日	2022年11月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,991	8.00	2023年3月31日	2023年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
現金及び預金	100,360百万円	131,606百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	1,918	1,182
現金及び現金同等物	98,442	130,423

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年内	1,811百万円	1,962百万円
1年超	1,107百万円	11,762百万円
合計	2,918百万円	13,725百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱い、その他の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する業務等の主たる金融商品取引業において金融商品を保有しております。

当社グループは、これらの金融商品取引業の取組みにおいて、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて多様な顧客ニーズへの的確な情報サービスや商品を提供することを基本方針とし、取引所取引については健全な市場機能の発揮と委託取引の円滑な執行を、取引所取引以外の取引では公正な価格形成と流通の円滑化を目的としております。

また、これらの金融商品取引業を行うため、市場の状況や借入期間のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、短期社債及び社債の発行等による資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産及び金融負債は、顧客との相対取引又は自己売買取引によりトレーディング商品として保有している株券、債券等の有価証券及び株価指数の先物取引やオプション取引、債券の先物取引やオプション取引といった取引所取引の市場デリバティブ取引や、選択権付債券売買取引、有価証券店頭オプション取引、先物外国為替取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引といった取引所取引以外の店頭デリバティブ取引並びに投資有価証券として保有している株券等の有価証券、顧客の信用取引による有価証券買付代金に対する融資額の信用取引貸付金、当該融資に伴い証券金融会社から資金調達した信用取引借入金、機関投資家等との消費貸借取引契約による有価証券貸借取引において差入れた取引担保金である有価証券担保貸付金又は受入れた取引担保金である有価証券貸証券受入金及び買戻し条件付債券売買取引(現先取引)による買付代金相当額(又は受入れた取引担保金)である現先取引貸付金又は売却代金相当額(又は差入れた取引担保金)である現先取引借入金等であります。

これらの取引において保有する有価証券及びデリバティブ取引は、株式、金利及び為替等の市場価格が変動することにより発生する市場リスクにさらされており、信用取引貸付金、有価証券貸借取引、現先取引及び店頭デリバティブ取引においては、取引相手先が契約を履行できなくなる場合に発生する信用リスクにさらされております。さらに、これらの一部の金融商品は、流動性が低いために市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る危険がある市場流動性リスクにさらされております。

また、資金調達において、短期社債、社債及び金融機関借入金等の金融負債があり、これらは当社グループの業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る危険がある資金流動性リスクにさらされております。

この他、顧客の有価証券の売買に係る一時的な預り金、信用取引やデリバティブ取引を行うために取引保証金として顧客より受入れた受入保証金等の金融負債があります。これらの取引において顧客に帰属する金融資産は、金融商品取引法の規定に従い自己の金融資産と分別して管理し、顧客分別金信託として信託銀行へ金銭信託しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

総合的なリスク管理

当社グループの主要業務である金融商品取引業務では、デリバティブ取引の高度化など取扱商品の複雑化・多様化により、資産・収益に影響を及ぼす市場・信用・流動性リスク管理は極めて重要と認識しております。当社では、当社グループ全体及びグループ各社のリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社及びグループ各社が、自らの責任においてリスクの特定、分析、対応により適切にコントロールし、経営の健全性を長期的にわたって維持するため、リスク管理基本方針を制定しております。

当社グループにおいて第一種金融商品取引業を営む東海東京証券株式会社では、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を設置するとともに、関連規程を制定したうえで、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等のリスク管理体制を整備しております。同社では経営及び財務の健全性確保の観点から、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値を市場・信用リスク委員会での審議を経て取締役会で設定し、この目標値保持をリスク管理運営上の基本方針としております。なお、主要業務である金融商品取引業務に関するリスク管理につきましては、トレーディング業務を行う部署から組織的・物理的に独立したリスク管理部署(以下、「リスク管理部署」という。)が、日々、リスク、ポジション、損益を算出しリスクコントロールするとともに、同社の自己資本規制比率の状況も含めて経営及び関連部署に毎日報告する体制となっております。また、市場・信用リスク委員会及び管理・財務委員会を原則として毎月1回開催してリスク管理に関する詳細な討議、報告がなされております。

なお、東海東京証券株式会社以外のグループ各社におきましても、適切なリスク・コントロールに努めております。

当社は、このリスク管理基本方針に従い、当社グループ全体及びグループ各社に内在する各種リスクの把握と適切なコントロールを通して、財務の健全性と収益の確保を図る体制を整備するため総合リスク管理委員会を設置して、各種リスクの管理に関する事項について協議を行っております。また、リスク管理の状況を把握するために総合リスク管理委員会を原則として毎月開催し、必要事項について取締役会に報告又は提案する体制を整備しております。

市場リスクの管理

東海東京証券株式会社では、トレーディング業務につきまして、リスク管理規程に基づき市場リスク管理の基本的な事項を定め管理運営しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、市場リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。またそれとは別に、トレーディング業務を行う部署において保有するポジションに対し、よりリスク実態に即した市場リスク計測手法として、ヒストリカルシミュレーション法によるVaR(バリュー・アット・リスク)(信頼区間99%、保有期間10日、データ観測期間750日)及び、ストレス値(保有期間1日及び10日、データ観測期間750日での想定最大損失値)を計測するとともに、当該計測モデルの妥当性を検証するため、保有期間1日のVaRと日次損益のバックテストも定期的を実施しております。自己ポジションを保有する所管部署に対しては、市場・信用リスク委員会において各部予算・収益状況を勘案しVaRベースのポジション枠を設定して過大な市場リスク保有を制限するとともに、期中・月中ロスリミット及びその警戒ラインを設定し損失の拡大を未然に防止する管理を行っています。商品や格付けのシナリオに応じたストレステストも定期的を実施しております。

また、上記VaR計測では捉え辛い、流動性が低いために市場の混乱時などに取引できなくなる、又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる市場流動性リスクを負うポジションを保有する所管部署に対しては、市場流動性リスク上限を設定して管理しております。その他にも社内規程を整備するなど、リスク管理全般に係る機能強化を図り、過度なリスクテイクを牽制する管理体制を構築しております。

各所管部署のリスク枠、ロスリミットの使用状況、及び損益の状況や、ストレステスト値、市場流動性リスクポジションの状況等は、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会でも市場リスクの管理状況等の分析及び総括的な報告が行われております。さらに、取締役会においても、毎月、市場リスクの管理状況につきまして報告が行われております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
東海東京証券株式会社の市場リスク量(損失額の推計値)	1,028百万円	287百万円

(注) VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

信用リスクの管理

東海東京証券株式会社では、リスク管理規程に基づき、取引の相手方の契約不履行その他の理由により発生し得る損失の危険を、あらかじめ定められた限度枠の範囲内に収めるように管理しております。

同社では、最低限保持すべき自己資本規制比率の目標値から導出された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第8条に定める損失の危険相当額の範囲内で、取引先リスク相当額の上限をリスク管理担当役員が設定し管理しております。さらに、取引相手先ごとにも取引先別与信リスク枠を設定し管理しております。取引先別与信リスク枠の設定に際しましては、リスク管理部署において個別案件ごとに取引先の財務内容等を審査し、取引先の自己資本、業況や財務状況といった信用リスクを勘案して与信枠の設定や取引の可否を与信枠決裁権限に従い決定し、定期的な見直しも行っております。

また、取引約定後の与信残高の管理は、取引先担当部店が関係部署と協力し、取引先の財務資料の定期的な徴求や日頃の営業活動を通じ、取引先の信用状態の変化を把握しております。リスク管理部署は、取引先の信用状態が悪化したときには、関係部署と協議し、承認済みの与信枠内で新規取引の停止や与信枠の減額、取引条件の変更、担保徴求等の保全手段確保といったリスク抑制対応を指示しております。

与信リスク額の算出につきましては、商品特性に応じて、カレントエクスポージャー方式、あるいはポテンシャルエクスポージャー方式を採用しており、リスク管理部署において日々把握・管理され経営へ報告されるとともに、市場・信用リスク委員会で与信リスク管理の状況等の分析及び総括的な報告が行なわれております。さらに、取締役会においても、毎月、与信リスクの管理状況につきまして報告が行なわれております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当社及び東海東京証券株式会社では、流動性リスク管理規程に基づき、適切な資金繰りリスク管理態勢の基本事項を定め運営しております。

当社では、資金調達に係る流動性リスクの認識と評価において資金調達に影響を及ぼすと考えられる自社の株価、風評等の情報を収集・分析して対応策を策定したうえ、資金繰りリスクの管理にあたっては、連結子会社の業務内容を踏まえ、当該連結子会社の資金繰りの悪化が当社に影響を与える可能性に応じ、その状況を把握・考慮した対応を行うこととしております。

また、東海東京証券株式会社では、資金繰り管理の適切性等を確保するため、管理部署は、調達・運用に関する日々の各種資金繰り管理状況等をもとに状況を正確に把握し、影響を早期に把握したうえ、月次・四半期末等の資金繰りの見通しを策定して管理を行っており、状況及び予測について取締役会等に毎月報告がなされております。また、市場環境の変動等に対応した資金繰りについて必要に応じた管理を行い、影響を早期に把握したうえ、その情報は取締役会等に報告がなされております。

なお、支払準備資産及び資金調達手段の確保等について資金繰り管理部署は、資金繰り逼迫度(平常時、懸念時、危機時等)に応じた調達手段や、決済等に対する支払準備資産を確保するとともに、国内外において即時売却可能、あるいは担保として利用可能な資産の保有や市中金融機関等から調達が行えるよう借入枠を設定するなど、危機時を想定した調達手段を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

一市場の相場価格を無調整で時価とする場合を除き、金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券等	518,527	518,527	-
(2) 投資有価証券	6,435	6,435	-
資産計	524,963	524,963	-
(1) 商品有価証券等	431,959	431,959	-
(2) 社債	28,585	28,508	76
(3) 長期借入金	107,300	107,196	103
負債計	567,845	567,665	179
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	1,772	1,772	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

- 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」「短期借入金」「短期社債」「1年以内償還予定の社債」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。
- 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」に含めておりません。なお、当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	24,995
非上場株式	6,587
投資事業有限責任組合等	6,187

- デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,215	-	-	-
短期貸付金	36,740	-	-	-
合計	40,955	-	-	-

2 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	11,715	2,735	3,120	3,715	7,300
長期借入金	-	18,000	3,000	10,000	24,200	52,100
合計	-	29,715	5,735	13,120	27,915	59,400

当連結会計年度(2023年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 商品有価証券等	260,859	260,859	-
(2) 投資有価証券	11,701	11,701	-
資産計	272,560	272,560	-
(1) 商品有価証券等	212,558	212,558	-
(2) 短期借入金	208,602	208,498	104
(3) 短期社債	11,500	11,490	9
(4) 1年内償還予定の社債	26,778	26,708	70
(5) 社債	21,979	19,969	2,009
(6) 長期借入金	93,500	80,200	13,299
負債計	574,918	559,425	15,492
デリバティブ取引			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	11,324	11,324	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-

1 現金は注記を省略しており、「預金」「預託金」「信用取引資産」「有価証券担保貸付金」「短期差入保証金」「短期貸付金」「約定見返勘定」「信用取引負債」「有価証券担保借入金」は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、記載を省略しております。

2 海外子会社が保有している非上場株式等を「(2)投資有価証券」に含めております。一方、その他の市場価格のない株式等は含めておりません。なお、連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
関連会社株式	24,011
非上場株式	4,110
投資事業有限責任組合等	6,099

3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,462	-	-	-
短期貸付金	52,162	-	-	-
合計	55,625	-	-	-

2 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	3,112	7,852	3,715	-	7,300
長期借入金	-	3,000	10,500	24,200	1,000	54,800
合計	-	6,112	18,352	27,915	1,000	62,100

3 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
株式・ワラント	15,708	243	0	15,952
債券	380,578	69,522	-	450,100
受益証券等 1	782	4,790	-	5,573
投資有価証券				
株式	4,514	1,921	-	6,435
資産計	401,584	76,477	0	478,062
商品有価証券等				
株式・ワラント	50,292	343	-	50,636
債券	381,311	-	-	381,311
受益証券等	12	-	-	12
負債計	431,616	343	-	431,959
デリバティブ取引(資産)	5,410	16,671	759	22,842
株式関連取引	5,160	1,870	759	7,790
金利関連取引	250	4,428	-	4,678
通貨関連取引	-	10,372	-	10,372
デリバティブ取引(負債)	1,292	23,292	29	24,614
株式関連取引	1,252	1,699	29	2,982
金利関連取引	39	5,356	-	5,396
通貨関連取引	-	16,236	-	16,236
デリバティブ取引計	4,118	6,621	729	1,772

1 投資信託(E T Fを除く。)の時価は上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額46,901百万円)

2 デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は で表示しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
商品有価証券等				
株式・ワラント	18,645	3	2	18,651
債券	145,643	55,072	-	200,716
受益証券等 1	263	5,706	-	5,969
投資有価証券				
株式	5,990	216	4,637	10,845
受益証券等	854	0	-	855
資産計	171,398	60,999	4,639	237,038
商品有価証券等				
株式・ワラント	9,878	0	-	9,878
債券	202,667	-	-	202,667
受益証券等	11	-	-	11
負債計	212,557	0	-	212,558
デリバティブ取引(資産)	524	26,084	841	27,449
株式関連取引	475	1,681	841	2,998
金利関連取引	48	8,072	-	8,121
通貨関連取引	-	16,329	-	16,329
デリバティブ取引(負債)	984	37,725	64	38,774
株式関連取引	873	1,998	64	2,935
金利関連取引	111	10,656	-	10,767
通貨関連取引	-	25,070	-	25,070
デリバティブ取引計	460	11,640	776	11,324

1 解約に制限のある投資信託は基準価額を時価とみなして連結貸借対照表に計上しておりますが、上記に含めておりません。(連結貸借対照表計上額35,521百万円)

期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	44,814
当期の損益又はその他の包括利益	
損益に計上(*)	1,238
その他の包括利益に計上	-
購入、売却、償還	
購入	2,073
売却	-
償還	12,604
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	35,521
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	-
期末残高	35,521

(*) 連結損益計算書の「トレーディング損益」及び「金融収益」に含まれております。当連結会計年度の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託等の評価損益の額は1,251百万円であります。

連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容は以下のとおりであります。

投資契約により即時に解約ができない制限を有するもの・・・35,521百万円

2 デリバティブ取引計について、正味の債務となる項目は で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	28,508	-	28,508
長期借入金	-	107,196	-	107,196
負債計	-	135,705	-	135,705

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	-	208,498	-	208,498
短期社債	-	11,490	-	11,490
1年内償還予定の社債	-	26,708	-	26,708
社債	-	19,969	-	19,969
長期借入金	-	80,200	-	80,200
負債計	-	346,867	-	346,867

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 商品有価証券及び投資有価証券

G7各国政府が発行する国債や上場株式など、活発な市場で取引される有価証券は、取得した相場価格を調整せずに時価として利用しており、レベル1の時価に分類しております。一方、その他の国債(日本の物価連動国債、変動利付国債も含む)、一部の上場株式、地方債、社債など、市場での取引頻度が低いと考えられる有価証券については、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。また、相場価格が入手できず、類似した特性を有する有価証券の相場価格を利用して時価を算定する場合も、同様にレベル2の時価に含まれます。ただし、海外子会社が保有している非上場株式やワラント等については、重要な観察できないインプットを時価の算定に用いているため、レベル3の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

債券先物、株価指数先物などの上場デリバティブ取引については、活発な市場における相場価格を無調整で評価に用いているため、レベル1の時価に分類しております。店頭デリバティブ取引については、割引現在価値法やブラック・ショールズモデルなどの評価技法を用いて時価を評価しております。デリバティブ取引の種類、契約条件に応じて評価技法は異なり、そのインプットには株価、金利、為替レート、ボラティリティなどを使用しております。大半のインプットは市場で観察可能であることから、店頭デリバティブ取引はレベル2の時価に分類しております。ただし、一部の株式オプションでは、重要なインプットであるボラティリティが市場で観察できないため、レベル3の時価に分類しております。

(3) 借入金、社債

借入金、社債については割引現在価値法を用いて評価しております。インプットとなる各種金利やクレジットスプレッドが市場で観察可能であることから、レベル2の時価に分類しております。

2 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	
			最小	最大
デリバティブ取引				
株式関連オプション取引	オプション・モデル	株式ボラティリティ	14.3%	60.4%

1 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	
			最小	最大
デリバティブ取引				
株式関連オプション取引	オプション・モデル	株式ボラティリティ	19.9%	48.9%
投資有価証券				
海外子会社が保有している非上場株式等	配当還元法	株主資本コスト	10.9%	
		将来の予想配当額	-	

1 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

2 海外子会社が保有している非上場株式等については、配当還元法等を用いて時価を算出しております。なお、当該海外子会社ではIFRS(国際財務報告基準)に従って財務諸表を作成しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	デリバティブ取引	
	株式関連オプション取引 (百万円)	
期首残高	389	
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上(1)	968	
その他の包括利益に計上	-	
購入、売却、発行及び決済		
購入	121	
売却	558	
発行	-	
決済	1,325	
レベル3の時価への振替	-	
レベル3の時価からの振替(2)	737	
期末残高	729	
当期損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	741	

1 連結損益計算書の「トレーディング損益」に含まれております。

2 レベル3からレベル2の時価への振替であり、当該株式オプションについて観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は会計期間の末日に行っております。

3 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	投資有価証券	デリバティブ取引
	海外連結子会社保有非上場株式(百万円)	株式関連オプション取引(百万円)
期首残高	-	729
当期の損益又はその他の包括利益		
損益に計上(1)	-	44
その他の包括利益に計上	-	-
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	175
売却	-	105
発行	-	-
決済	-	67
レベル3の時価への振替(2)	4,637	-
レベル3の時価からの振替	-	-
期末残高	4,637	776
当期損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	-	508

- 1 連結損益計算書の「トレーディング損益」に含まれております。
- 2 当社よりIFRS(国際財務報告基準)に従って財務諸表を作成する海外子会社へ譲渡した非上場株式について、時価にて連結貸借対照表に計上することとなったものであります。
- 3 ワラントについては、金額が僅少であるため、時価の不確実性による連結財務諸表への影響が軽微であることから記載を省略しております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループにおいて金融商品の大半を保有する東海東京証券株式会社では、経営企画本部が時価の算定に関する方針及び手続などを定めており、これに沿って時価を算定しております。

市場における相場価格を取得できる金融商品については相場価格を時価としております。一方、市場における相場価格が取得できない金融商品については、個々の資産の特性及びリスクを適切に反映できる評価技法を用いて時価を算定しております。評価技法を選定する際には、マーケット部門が算定した時価と取引先の提示価格を比較し、市場との整合性を確認しております。さらに、外部のコンサルティング会社が同じ評価技法で独自に算出した時価と比較することで、評価技法が業務システムに正しく実装されていることも検証しております。また、時価を算定する際に用いるインプットについてはリスク管理部門が妥当性を検証しております。検証結果は経営企画本部に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

第三者から入手した価格を時価とする場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認、類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

株式関連オプション取引(特約付株券消費貸借取引、株券店頭オプション取引、エクイティスワップ取引)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、株式ボラティリティであります。市場で株式ボラティリティが観察できない場合は、過去の株価の変動に基づいて株式ボラティリティを推計し、時価の算定に用いております。株式ボラティリティは対象とする株式の価格の変化のスピード及び幅の大きさに関する指標であり、ボラティリティの著しい増加(減少)は、単独では、オプション価格の著しい上昇(低下)を生じさせることになり、オプションの買いポジションである場合には、時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

海外連結子会社の保有している非上場株式の時価の算定において、配当予想額と株主資本コストが重要な観察できないインプットに該当します。配当予想額の著しい増加(減少)及び株主資本コストの著しい低下(上昇)は、株式時価の著しい上昇(低下)を生じさせることとなります。

(有価証券関係)

1 商品有価証券等(売買目的有価証券)の時価

前連結会計年度(2022年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	15,952	366	50,636	299
債券	450,100	499	381,311	2,145
受益証券等	52,474	6,170	12	0

当連結会計年度(2023年3月31日)

種類	資産に属するもの		負債に属するもの	
	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	損益に含まれた 評価差額(百万円)
株式・ワラント	18,651	42	9,878	181
債券	200,716	2,155	202,667	1,496
受益証券等	41,491	10,609	11	1

2 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

3 その他有価証券の時価等

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	4,242	2,683	1,559
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	4,242	2,683	1,559
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	2,193	2,807	614
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	2,193	2,807	614
合計	6,435	5,491	944	

(注) 市場価格のない株式等は、含めておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	8,893	4,663	4,229
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	332	318	13
	小計	9,225	4,982	4,243
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	1,951	2,401	449
	債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	その他	523	547	24
	小計	2,475	2,949	474
合計	11,701	7,932	3,768	

(注) 市場価格のない株式等(海外子会社の保有している非上場株式等を除く。)は、含めておりません。

4 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	1,408	246	79
債券	-	-	-
その他	1,574	417	15
合計	2,983	663	94

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	319	142	-
債券	-	-	-
その他	1,610	-	15
合計	1,930	142	15

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、有価証券について348百万円(その他有価証券の株式348百万円)減損処理を行っております。

当連結会計年度は、有価証券について235百万円(その他有価証券の株式235百万円)減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	47,422	3,633	1,735	1,735
	買建	46,600	3,163	933	933
	通貨オプション取引				
	売建	218,583	122,432	13,785	4,338
	買建	157,399	99,478	5,599	1,362
	通貨スワップ取引	132,855	115,045	3,124	3,124

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	44,809	4,580	639	639
	買建	61,802	5,246	857	857
	通貨オプション取引				
	売建	325,364	166,385	19,320	3,636
	買建	231,682	124,178	7,329	723
	通貨スワップ取引	337,766	308,685	3,033	3,033

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	13,173	2,900	2	2
	買建	17,751	3,043	11	11
	債券先物取引				
	売建	26,239	-	152	152
	買建	49,451	-	67	67
	債券先物オプション取引				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	190,796	171,451	1,780	1,780
	受取変動・支払固定	190,648	182,372	1,979	1,979
	受取変動・支払変動	52,400	28,400	314	314
	受取固定・支払固定	12,500	12,500	122	122
	キャップフロア取引				
	売建	10,000	10,000	200	132
	買建	9,000	9,000	200	52
	スワップション取引				
	売建	87,500	82,500	1,746	34
	買建	12,000	7,000	181	15

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	金利先物取引				
	売建	4,723	2,276	4	4
	買建	2,066	800	1	1
	債券先物取引				
	売建	6,953	-	30	30
	買建	16,741	-	29	29
	債券先物オプション取引				
	売建	7,588	-	37	7
買建	8,745	-	40	11	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	261,884	235,809	6,111	6,111
	受取変動・支払固定	261,590	231,717	4,576	4,576
	受取変動・支払変動	29,400	17,400	542	542
	受取固定・支払固定	13,500	13,500	196	196
	キャップフロア取引				
	売建	11,000	11,000	336	24
	買建	10,000	10,000	328	158
	スワップション取引				
	売建	89,500	82,500	2,258	489
	買建	30,000	25,000	479	25

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	6,186	-	380	380
	買建	44,019	-	4,593	4,593
	株価指数オプション取引				
	売建	45,156	1,050	869	218
	買建	20,584	-	564	162
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	5,220	-	89	64
	株券店頭オプション取引				
	売建	16,506	2,595	1,714	59
	買建	713	-	28	19
	エクイティスワップ取引	23,960	18,150	2,498	2,498

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

当連結会計年度(2023年3月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,263	-	28	28
	買建	5,037	-	107	107
	株価指数オプション取引				
	売建	58,877	3,350	832	78
	買建	58,680	1,150	356	71
市場取引以外の取引	特約付株券消費貸借取引				
	売建	-	-	-	-
	買建	7,516	-	399	345
	株券店頭オプション取引				
	売建	17,367	1,405	2,035	105
	買建	764	-	20	22
	エクイティスワップ取引	21,837	10,129	2,076	2,076

(注) 時価欄は資産を正の金額、負債を負の金額で記載しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付制度として主に確定給付企業年金制度を設けているほか、確定拠出制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

また、一部の国内連結子会社は簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度(簡便法を適用した制度を除く。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
退職給付債務の期首残高	11,150 百万円	13,600 百万円
勤務費用	741	744
利息費用	117	113
数理計算上の差異の発生額	40	522
退職給付の支払額	1,318	1,994
連結範囲の変更による増加	2,869	-
退職給付債務の期末残高	13,600	11,941

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)
年金資産の期首残高	15,596 百万円	20,219 百万円
期待運用収益	366	394
数理計算上の差異の発生額	171	237
事業主からの拠出額	870	446
退職給付の支払額	1,318	1,994
連結範囲の変更による増加	4,532	-
年金資産の期末残高	20,219	18,828

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年 3月 31日)	当連結会計年度 (2023年 3月 31日)
積立型制度の退職給付債務	13,600 百万円	11,941 百万円
年金資産	20,219	18,828
	6,618	6,886
非積立型制度の退職給付債務	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,618	6,886
退職給付に係る負債	- 百万円	- 百万円
退職給付に係る資産	6,618	6,886
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,618	6,886

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	741 百万円	744 百万円
利息費用	117	113
期待運用収益	366	394
数理計算上の差異の費用処理額	617	618
確定給付制度に係る退職給付費用	124	154

(注) 前連結会計年度において、上記の退職給付費用以外に特別退職金342百万円を特別損失に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
数理計算上の差異	485 百万円	333 百万円
合計	485	333

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
未認識数理計算上の差異	2,317 百万円	1,984 百万円
合計	2,317	1,984

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
株式	44.36%	51.61%
債券	33.65	30.70
一般勘定	8.18	9.36
その他	13.81	8.33
合計	100.00	100.00

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は28.08%、当連結会計年度は31.45%それぞれ含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
割引率	0.84%	0.93%
長期期待運用収益率	1.83%	2.01%
予想昇給率	4.44%	5.00%

3 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	163 百万円	256 百万円
退職給付費用	106	24
退職給付の支払額	101	111
制度への拠出額	-	-
連結範囲の変更による増加	87	-
退職給付に係る負債の期末残高	256	169

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 百万円	- 百万円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	256	169
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	256	169
退職給付に係る負債	256 百万円	169 百万円
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	256	169

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度106百万円 当連結会計年度 24百万円

4 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度558百万円、当連結会計年度591百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の person 費	73百万円	76百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業外収益のその他	8百万円	6百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与43名、従業員190名及び当社子会社の取締役2名、合計237名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与47名、従業員197名及び当社子会社の取締役2名、合計248名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,156,000株	普通株式 1,216,000株
付与日	2016年9月6日	2017年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2016年9月6日～2018年9月30日	2017年9月6日～2019年9月30日
権利行使期間	2018年10月1日～2023年9月30日	2019年10月1日～2024年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与53名、従業員201名及び当社子会社の取締役20名、執行役員・参事・参与7名、合計283名	当社の取締役2名、執行役員・参事・参与50名、従業員202名、当社子会社の取締役22名、従業員1名、合計277名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,412,000株	普通株式 1,359,000株
付与日	2018年9月28日	2019年9月6日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2018年9月28日～2020年9月30日	2019年9月6日～2021年9月30日
権利行使期間	2020年10月1日～2025年9月30日	2021年10月1日～2026年9月30日

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与42名、従業員204名、当社完全子会社の取締役23名、及び当社子会社の取締役4名、合計276名	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与46名、従業員215名、当社完全子会社の取締役26名、及び当社子会社の取締役2名、合計292名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,355,000株	普通株式 1,444,000株
付与日	2020年9月7日	2021年9月9日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2020年9月7日～2022年9月30日	2021年9月9日～2023年9月30日
権利行使期間	2022年10月1日～2027年9月30日	2023年10月1日～2028年9月30日

会社名	提出会社
新株予約権の名称	第14回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役3名、執行役員・参事・参与52名、従業員235名、当社完全子会社の取締役21名、及び当社子会社の取締役2名、合計313名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,548,000株
付与日	2022年9月8日
権利確定条件	新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
対象勤務期間	2022年9月8日～2024年9月30日
権利行使期間	2024年10月1日～2029年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	
	第8回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,046,000	1,090,000
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	14,000	22,000
未行使残	1,032,000	1,068,000

会社名	提出会社	
	第10回新株予約権	第11回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1,298,000	1,074,000
権利確定	-	-
権利行使	-	110,000
失効	22,000	14,000
未行使残	1,276,000	950,000

会社名	提出会社	
	第12回新株予約権	第13回新株予約権
新株予約権の名称		
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1,321,000	1,432,000
付与	-	-
失効	22,000	24,000
権利確定	1,299,000	-
未確定残	-	1,408,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	1,299,000	-
権利行使	264,000	-
失効	-	-
未行使残	1,035,000	-

会社名	提出会社
	第14回新株予約権
新株予約権の名称	
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	1,548,000
失効	-
権利確定	-
未確定残	1,548,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

会社名	提出会社	
	第8回新株予約権	第9回新株予約権
新株予約権の名称		
権利行使価格(円)	542	673
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	113.52	110.13

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	687	305
行使時平均株価(円)	-	370
付与日における公正な評価単価(円)	96.48	47.56

会社名	提出会社	
新株予約権の名称	第12回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格(円)	277	443
行使時平均株価(円)	363	-
付与日における公正な評価単価(円)	54.10	61.21

会社名	提出会社
新株予約権の名称	第14回新株予約権
権利行使価格(円)	396
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	45.11

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社
新株予約権の名称	第14回新株予約権
株価変動性 (注) 1	32.64%
予想残存期間 (注) 2	4.57年
予想配当 (注) 3	23円 / 株
無リスク利率 (注) 4	0.006%

(注) 1 2018年2月14日から2022年9月8日の株価実績に基づき算出しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 2021年3月期から2022年3月期の平均配当額によります。

4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	131百万円	126百万円
未払事業税	198	196
賞与引当金	740	551
役員退職慰労引当金	54	63
金融商品取引責任準備金	214	210
有価証券評価減	204	249
減損損失	28	10
減価償却超過額	28	15
未払費用	1,124	318
税務上の繰越欠損金	274	542
その他	1,019	845
繰延税金資産小計	4,021百万円	3,127百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	258	542
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,182	1,293
評価性引当額	1,440	1,835
繰延税金資産合計(注)1	2,581百万円	1,291百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	426百万円	314百万円
未収収益	990	123
退職給付に係る資産	240	858
その他	2,326	1,748
繰延税金負債合計	3,983百万円	3,044百万円
繰延税金資産純額	1,401百万円	1,752百万円

(注)1 評価性引当額が395百万円増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る評価性引当額を284百万円、有価証券評価減に係る評価性引当額を44百万円、役員賞与引当金に係る評価性引当額を28百万円、投資事業組合評価減に係る評価性引当額を36百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	8	49	-	-	216	274百万円
評価性引当額	-	8	49	-	-	200	258百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	16	16百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金274百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産16百万円を計上しております。当該繰延税金資産16百万円は、連結子会社エース証券株式会社において、2022年3月期に生じたものであります。将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2023年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	48	-	-	1	493	542百万円
評価性引当額	-	48	-	-	1	493	542百万円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金542百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を計上しておりません。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.63%	30.63%
(調整)		
交際費等の永久差異	0.79	2.80
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.21	1.25
住民税均等割額	0.55	1.50
持分変動損益	0.06	-
持分法による投資損益	2.03	3.77
負ののれん発生益	14.21	-
段階取得に係る差損益	4.25	-
のれん償却額	0.48	1.42
海外子会社税率差異	1.07	2.20
評価性引当額の増減額	0.52	6.49
連結の未実現利益調整額等	0.05	0.06
海外子会社等に係る課税留保金額	2.03	11.36
その他	1.28	1.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.13%	55.58%

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結子会社間の合併

当社は、2021年10月29日開催の取締役会において、ともに当社の連結子会社である東海東京証券株式会社とエース証券株式会社について、東海東京証券株式会社を存続会社とする吸収合併をすることを決議し、2022年5月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称：東海東京証券株式会社

事業の内容：金融商品取引業

(消滅会社)

名称：エース証券株式会社

事業の内容：金融商品取引業

(2) 企業結合日

2022年5月1日

(3) 企業結合の法的形式

東海東京証券株式会社を存続会社、エース証券株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後企業の名称

東海東京証券株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

顧客サービスの更なる向上及びグループの企業価値の維持・向上を効果的に追求していくことを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
受入手数料		
委託手数料	13,929	11,758
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	1,333	1,112
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	9,939	6,900
その他の受入手数料	12,372	13,157
(うち、投資信託の代行手数料)	(5,851)	(5,331)
(うち、保険手数料収入)	(3,693)	(4,550)
顧客との契約から生じる収益	37,575	32,929
その他の収益	43,400	40,453
営業収益	80,975	73,383

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (9)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	3,312	3,239
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,239	2,829

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載していません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

有価証券の売買及び委託の媒介等における外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める特定の顧客が存在しないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	694円86銭	679円99銭
1株当たり当期純利益	52円94銭	7円85銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	52円79銭	7円84銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	185,568	181,348
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	12,837	12,061
(うち新株予約権)	(497)	(547)
(うち非支配株主持分)	(12,340)	(11,513)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	172,730	169,286
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	248,582,660	248,955,317

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	13,150	1,953
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	13,150	1,953
普通株式の期中平均株式数(株)	248,425,425	248,679,802
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	665,574	488,257
(うち新株予約権)(株)	(665,574)	(488,257)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第8回新株予約権(新株予約権の数1,046個)、第9回新株予約権(新株予約権の数1,090個)、第10回新株予約権(新株予約権の数1,298個)及び第13回新株予約権(新株予約権の数1,432個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第8回新株予約権(新株予約権の数1,032個)、第9回新株予約権(新株予約権の数1,068個)、第10回新株予約権(新株予約権の数1,276個)、第13回新株予約権(新株予約権の数1,408個)及び第14回新株予約権(新株予約権の数1,548個)の概要は「第4提出会社の状況」の「1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	短期社債	2022年 1月14日 ～ 2023年 3月28日	14,500	11,500 (11,500)	0.10 ～ 0.15	無担保社債	2022年 4月14日 ～ 2023年 6月28日
	普通社債	2016年 10月26日 ～ 2023年 3月24日	29,827 [2,000千 米ドル]	24,328 (15,213) [2,500千 米ドル]	0.01 ～ 4.50	無担保社債	2022年 4月14日 ～ 2032年 2月16日
	他社株転 換条項付 社債	2020年 9月15日 ～ 2023年 3月23日	23,379	21,519 (11,560)	0.10 ～ 17.50	無担保社債	2022年 4月6日 ～ 2025年 11月4日
	ステップ アップ・ コーラ ブル債	2016年 12月13日	200	200 (-)	0.40	無担保社債	2026年 12月14日
	コーラ ブル債	2016年 10月26日 ～ 2020年 1月9日	2,300	2,300 (-)	0.70 ～ 1.03	無担保社債	2031年 10月27日 ～ 2040年 1月10日
	デュアル カレン シー債	2015年 1月13日 ～ 2020年 9月28日	73 [3,840千 トルコリ ラ]	10 (5)	0.15 ～ 2.40	無担保社債	2022年 7月14日 ～ 2025年 1月14日
	フ ロー ター債	2016年 12月8日	400	400 (-)	0.55	無担保社債	2026年 12月9日
合計			70,679	60,257 (38,278)			

(注) 1 「当期末残高」欄の()内は、1年内償還予定の金額であります。

2 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[]内は、外貨建ての金額であります。

3 当連結会計年度中に発行した短期社債の総額は79,200百万円であり、当連結会計年度中に償還した総額は82,200百万円であります。

4 当連結会計年度中に発行した社債の総額は33,449百万円であり、当連結会計年度中に償還した金額は40,871百万円であります。

5 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
38,278	3,112	7,852	3,715	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	234,364	190,602	0.10	
1年以内に返済予定の長期借入金	-	18,000	0.53	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	107,300	93,500	0.57	2025年3月31日 2042年5月20日
其他有利子負債(1年以内)				
信用取引借入金	13,313	13,323	0.60	
有価証券貸借取引受入金	54,073	48,999		
現先取引借入金	272,652	97,125		
合計	681,703	461,551		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
3,000	10,500	24,200	1,000

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	18,460	38,636	56,383	73,383
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	1,255	3,317	3,955	6,099
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	101	814	1,336	1,953
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	0.41	3.28	5.38	7.85

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	0.41	2.87	2.10	2.48

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第110期 (2022年3月31日)	第111期 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,549	8,328
立替金	2 21	2 21
短期貸付金	2 97,710	2 72,003
前払金	2 28	45
前払費用	2 311	2 325
未収入金	2 1,950	2 1,273
未収収益	2 180	2 80
デリバティブ債権	2 2,649	2 2,405
流動資産合計	107,402	84,485
固定資産		
有形固定資産	3,056	2,771
建物	1,984	1,836
構築物	23	21
工具、器具及び備品	1,048	913
土地	0	0
無形固定資産	306	316
ソフトウェア	36	47
その他	269	269
投資その他の資産	141,094	147,078
投資有価証券	11,027	9,585
関係会社株式	102,908	99,079
その他の関係会社有価証券	363	420
関係会社長期貸付金	20,700	30,577
従業員に対する長期貸付金	4	2
長期差入保証金	2 1,943	2 2,151
長期前払費用	34	25
前払年金費用	3,002	4,913
繰延税金資産	610	86
その他	658	396
貸倒引当金	159	160
固定資産合計	144,457	150,166
資産合計	251,859	234,652

(単位：百万円)

	第110期 (2022年3月31日)	第111期 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	-	7,500
短期社債	14,500	11,500
1年内償還予定の社債	2 27,600	26,778
リース債務	4	4
未払金	2 602	2 675
未払法人税等	87	341
未払費用	2 720	2 642
預り金	2 5,185	228
前受金	8	2
前受収益	2 341	2 369
賞与引当金	277	147
役員賞与引当金	70	-
デリバティブ債務	2 3,178	2 2,382
その他	37	-
流動負債合計	52,615	50,571
固定負債		
社債	28,585	21,979
長期借入金	60,000	53,000
リース債務	19	15
退職給付引当金	167	146
資産除去債務	279	327
その他	2 740	2 740
固定負債合計	89,792	76,209
負債合計	142,407	126,781
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金		
資本準備金	9,000	9,000
その他資本剰余金	15,362	15,326
資本剰余金合計	24,362	24,326
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	26,789	26,789
繰越利益剰余金	26,114	24,460
利益剰余金合計	52,903	51,249
自己株式	5,197	5,036
株主資本合計	108,068	106,540
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	885	782
評価・換算差額等合計	885	782
新株予約権	497	547
純資産合計	109,451	107,870
負債純資産合計	251,859	234,652

【損益計算書】

(単位：百万円)

	第110期 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)		第111期 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	
営業収益				
関係会社受取配当金	3	6,448	3	2,425
関係会社貸付金利息	3	1,209	3	1,338
経営指導料	3	6,851	3	6,851
金融収益		886		1,523
営業収益合計		15,395		12,138
営業費用				
販売費及び一般管理費				
取引関係費	3	621	3	607
人件費	1、3	4,424	1、3	3,873
不動産関係費	3	945	3	910
事務費	3	1,070	3	1,077
減価償却費		435		382
租税公課		279		334
貸倒引当金繰入額		-		0
その他	3	325	3	343
金融費用	2、3	1,226	2、3	2,128
営業費用合計		9,329		9,658
営業利益		6,066		2,479
営業外収益				
受取配当金		651		1,107
投資事業組合運用益		1		1
資産使用料	3	266	3	254
その他	3	42		20
営業外収益合計		961		1,384
営業外費用				
社債発行費	3	163	3	43
投資事業組合運用損		39		36
その他	3	13		46
営業外費用合計		216		127
経常利益		6,811		3,737
特別利益				
投資有価証券売却益		114		2,136
特別利益合計		114		2,136
特別損失				
投資有価証券評価損		209		168
原状回復費用		37		-
和解金		-		188
特別損失合計		247		356
税引前当期純利益		6,677		5,516
法人税、住民税及び事業税		72		1,105
法人税等調整額		255		596
法人税等合計		328		1,701
当期純利益		6,349		3,814

【株主資本等変動計算書】

第110期(自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	15,380	24,380	26,789	25,725	52,515	5,292	107,602
当期変動額									
剰余金の配当						5,960	5,960		5,960
当期純利益						6,349	6,349		6,349
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			17	17				95	77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	17	17	-	388	388	94	465
当期末残高	36,000	9,000	15,362	24,362	26,789	26,114	52,903	5,197	108,068

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	984	984	442	109,030
当期変動額				
剰余金の配当				5,960
当期純利益				6,349
自己株式の取得				0
自己株式の処分				77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	99	99	54	44
当期変動額合計	99	99	54	421
当期末残高	885	885	497	109,451

第111期(自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	36,000	9,000	15,362	24,362	26,789	26,114	52,903	5,197	108,068
当期変動額									
剰余金の配当						5,469	5,469		5,469
当期純利益						3,814	3,814		3,814
自己株式の取得								0	0
自己株式の処分			35	35				162	126
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	35	35	-	1,654	1,654	161	1,528
当期末残高	36,000	9,000	15,326	24,326	26,789	24,460	51,249	5,036	106,540

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	885	885	497	109,451
当期変動額				
剰余金の配当				5,469
当期純利益				3,814
自己株式の取得				0
自己株式の処分				126
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	103	103	50	52
当期変動額合計	103	103	50	1,581
当期末残高	782	782	547	107,870

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格をもって貸借対照表価額とし、移動平均法による取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ取引

時価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3～47年

工具、器具及び備品 2～15年

無形固定資産及び長期前払費用(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討のうえ、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

4 収益及び費用の計上基準

経営指導料

当社の顧客との契約から生じる主要な収益は、当社子会社等からの経営指導料であり、当該子会社等に対し指導・助言等を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されるため、一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 貸借対照表に計上した金額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
関係会社株式	102,908百万円	99,079百万円
うち、株式会社お金のデザイン株式	5,039百万円	5,039百万円

(2) 見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(見積り金額の算出方法)

関係会社株式には、市場価格がなく時価を算定することが極めて困難な有価証券で、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した株式が含まれております。当該株式については、減損処理を行うかどうかの検討を行う必要があり、その際に、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないかとの観点から検討が行われます。

当事業年度において、減損処理の要否の判定を行った結果、減損処理は不要との判断を行っております。

(見積り金額の算出に用いた仮定)

上記の検討は、主に事業計画や実績から導かれる将来キャッシュ・フローの見込みといった仮定に基づき実施されており、当該将来キャッシュ・フローの見込みは事業計画を基礎として、将来の事業環境に係る将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む資産運用残高等の仮定を反映して算定しています。また、株式会社お金のデザインでは当事業年度において、将来の事業計画の見直しが行われており、割引率は、加重平均資本コストを使用しております。

(翌年度の財務諸表に与える影響)

上記の事業計画に含まれる将来キャッシュ・フローの見積りに、外部環境の変動や規制動向などの定性情報も加味した将来予測が含まれており、見積りの不確実性が高く、経営者の判断の程度が高いため、翌事業年度において、減損処理を行う可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 保証債務の残高

関係会社の金融機関借入金等に対する債務保証

	第110期 (2022年3月31日)	第111期 (2023年3月31日)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	385百万円	203百万円

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	第110期 (2022年3月31日)	第111期 (2023年3月31日)
短期金銭債権	99,942百万円	72,921百万円
長期金銭債権	112	107
短期金銭債務	9,004	3,308
長期金銭債務	645	645

(注) 長期金銭債権は、関係会社長期貸付金を含んでおりません。

(損益計算書関係)

1 人件費に含まれる引当金繰入額の内訳

	第110期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第111期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
賞与引当金繰入れ	277百万円	147百万円
役員賞与引当金繰入れ	70	-
退職給付費用	189	223

2 金融費用の内訳

	第110期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第111期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
社債利息	124百万円	158百万円
デリバティブ損益	851	1,652
支払利息	250	318

3 関係会社との取引高

	第110期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第111期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
関係会社からの営業収益	14,509百万円	10,611百万円
関係会社への営業費用	725	583
関係会社との営業取引以外の取引高	425	295

(有価証券関係)

第110期(2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	626	2,525	1,898
計	626	2,525	1,898

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	92,472
関連会社株式	9,809
その他の関係会社有価証券	363
計	102,644

第111期(2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	626	2,447	1,820
計	626	2,447	1,820

(注)上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	88,642
関連会社株式	9,809
その他の関係会社有価証券	420
計	98,872

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第110期 (2022年3月31日)	第111期 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	323百万円	44百万円
関係会社株式	570	570
投資有価証券評価損	132	184
賞与引当金	85	45
貸倒引当金	48	49
その他	602	632
繰延税金資産小計	1,762百万円	1,525百万円
評価性引当額	681	747
繰延税金資産合計	1,081百万円	778百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	- 百万円	312百万円
その他有価証券評価差額金	333	261
その他	136	117
繰延税金負債合計	470百万円	692百万円
繰延税金資産純額	610百万円	86百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第110期 (2022年3月31日)	第111期 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.63%	- %
(調整)		
交際費等の永久差異	0.70%	- %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	29.66%	- %
住民税均等割額	0.08%	- %
評価性引当額の増減額	1.01%	- %
海外子会社等に係る課税留保金額	2.07%	- %
その他	0.08%	- %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.91%	- %

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との収益から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針) 4 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	2,848	51	-	199	2,899	1,063
	構築物	27	-	-	1	27	5
	工具、器具 及び備品	2,160	9	0	144	2,168	1,255
	土地	0	-	-	-	0	-
	計	5,035	60	0	345	5,095	2,323
無形 固定資産	ソフト ウェア	81	25	-	15	107	60
	その他	273	0	0	0	273	4
	計	354	26	0	16	380	64
長期前払費用		76	17	21	12	71	45

(注) 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	159	3	2	160
賞与引当金	277	147	277	147
役員賞与引当金	70	-	70	-
退職給付引当金	167	19	40	146

(注) 貸倒引当金の当期減少額は、貸倒懸念債権の回収による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額																												
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞社及び中日新聞社に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.tokaitokyo-fh.jp																												
株主に対する特典	<p>毎年3月31日現在の株主を対象として、主に、地域の特産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフト形式です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保有株式数</th> <th rowspan="2">優待商品</th> <th colspan="2">継続保有期間</th> </tr> <tr> <th>3年未満</th> <th>3年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上1,000株未満</td> <td>500円相当の優待商品</td> <td>なし</td> <td>一点</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上3,000株未満</td> <td>2,000円相当の特産品等</td> <td>一点</td> <td>一点</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上5,000株未満</td> <td>2,000円相当の特産品等</td> <td>二点</td> <td>二点</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上10,000株未満</td> <td>5,000円相当の特産品等</td> <td>一点</td> <td>一点</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td>5,000円相当の特産品等</td> <td>二点</td> <td>二点</td> </tr> </tbody> </table>			保有株式数	優待商品	継続保有期間		3年未満	3年以上	100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	なし	一点	1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の特産品等	一点	一点	3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の特産品等	二点	二点	5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の特産品等	一点	一点	10,000株以上	5,000円相当の特産品等	二点	二点
保有株式数	優待商品	継続保有期間																											
		3年未満	3年以上																										
100株以上1,000株未満	500円相当の優待商品	なし	一点																										
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の特産品等	一点	一点																										
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の特産品等	二点	二点																										
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の特産品等	一点	一点																										
10,000株以上	5,000円相当の特産品等	二点	二点																										

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、 その確認書	事業年度 (第110期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月28日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第110期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月28日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書 及びその確認書	第111期 第1四半期報告書	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	2022年8月12日 関東財務局長に提出。
	第111期 第2四半期報告書	自 2022年7月1日 至 2022年9月30日	2022年11月11日 関東財務局長に提出。
	第111期 第3四半期報告書	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日	2023年2月14日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書 (株主総会における議決権行使の結果)		2022年6月30日 関東財務局長に提出。
(5) 有価証券届出書 及びその添付書類	ストック・オプション制度に伴う新株予約権 発行		2022年8月22日 関東財務局長に提出。
(6) 有価証券届出書の 訂正届出書	2022年8月22日提出の有価証券届出書に係る 訂正届出書		2022年9月8日 関東財務局長に提出。
(8) 発行登録書(社債) 及びその添付書類			2022年12月26日 関東財務局長に提出。
(9) 発行登録追補書類(社債) 及びその添付書類			2023年1月6日 関東財務局長に提出 2023年2月15日 関東財務局長に提出。 2023年3月3日 関東財務局長に提出。 2023年3月31日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月28日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

持分法適用関連会社株式に含まれるのれんの評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の当連結会計年度末における連結貸借対照表には、投資有価証券45,923百万円が計上されており、この中には、株式会社お金のデザイン（以下、「同社」）に関する関連会社株式2,784百万円が含まれている。連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、投資有価証券には、2,633百万円の同社を含めた持分法適用関連会社に関するのれんが含まれている。</p> <p>連結財務諸表等の注記事項「重要な会計上の見積り」に記載のとおり、投資持分を取得した時点において関連会社が保有していた資産及び負債の時価を基礎とする取得原価の配分額と取得原価との差額は、のれんとして関連会社投資に含めて認識されている。当該のれんは、必要な場合、減損処理が行われ、その減損処理額は持分法による投資利益（又は損失）として計上される。</p> <p>同社の関連会社株式に含まれるのれんの減損テストにおける将来キャッシュ・フローは、運用資産残高等に関する仮定を基に見積られるが、当該見積りには将来の口座開設数及び資金流出入額等の見積りを含んでいる。また、同社の事業を取り巻く環境変化等を受けて、当連結会計年度において、将来の事業計画の見直しが行われている。そのため、将来キャッシュ・フローの見積りには高い不確実性を伴う。さらに、割引率は、加重平均資本コストが使用されているが、当該加重平均資本コストの算定に用いられるインプットの選択は主観性が高く、減損テストに重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、同社の関連会社株式に含まれるのれんの評価の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社お金のデザインののれんの評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 のれんの評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価においては、のれんの評価に用いられた事業計画の分析に係る会社の内部統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) のれんの評価の妥当性の検討 事業計画で見込まれている、運用資産残高等から生じる運用受託報酬等の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討を含む、のれんの評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の前提となっている運用資産残高等の積み上げによる将来キャッシュ・フローについて、事業提携先の事業計画や利用可能な外部情報との整合性について検討することにより、重要な仮定の合理性を評価した。 将来キャッシュ・フローの不確実性に対して、見直し前の事業計画における予測値と過去実績値を比較した分析を実施するとともに、見直し後の事業計画に予実の乖離が反映されているかを検討することにより、見直し後の事業計画の実現可能性を評価した。 企業価値評価に関する専門知識と経験を有する当監査法人が属するネットワークファームの専門家を利用して、モデルの適合性、割引率及び成長率の合理性を評価した。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2022年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記は監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月28日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 淳指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 田 好 弘**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	監査上の対応
<p>監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由</p> <p>東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の当事業年度末における貸借対照表には、関係会社株式99,079百万円が計上されている。この関係会社株式のうち、財務諸表等の注記事項「有価証券関係」に記載されている関連会社株式9,809百万円については、市場価格がない有価証券であり、投資先の超過収益力や経営権等を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて高い価額により投資を実行した、投資運用業を営む株式会社お金のデザイン（以下、「同社」）に関する関係会社株式5,039百万円が含まれている。</p> <p>関係会社株式は財務諸表等の注記事項「重要な会計方針 1 重要な資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の通り、移動平均法に基づく原価法で貸借対照表に計上される。</p> <p>同社を含め超過収益力や経営権等を反映して投資を実行した会社に関する株式については、減損処理を行うかどうかの検討を行う必要があり、その際に、実質価額が著しく低下し、かつ、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないかとの観点から検討が行われている。その検討は、将来の口座開設数及び資金流入額等の見積りを含む将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて行われている。また、同社の事業を取り巻く環境変化等を受けて、当事業年度において、将来の事業計画の見直しが行われている。そのため、将来キャッシュ・フローの見積りには高い不確実性を伴う。さらに、割引率は、加重平均資本コストが使用されているが、当該加重平均資本コストの算定に用いられるインプットの選択は主観性が高く、実質価額の算定に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、同社の関係会社株式の評価の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>監査上の対応</p> <p>当監査法人は、株式会社お金のデザインの関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 関係会社株式の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価においては、関係会社株式の評価に用いられた事業計画の分析に係る会社の内部統制に特に焦点を当てた。</p> <p>(2) 関係会社株式の評価の妥当性の検討 事業計画で見込まれている、運用資産残高等から生じる運用受託報酬等の将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討を含む、関係会社株式の評価の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画の前提となっている運用資産残高等の積み上げによる将来キャッシュ・フローについて、事業提携先の事業計画や利用可能な外部情報との整合性について検討することにより、重要な仮定の合理性を評価した。 将来キャッシュ・フローの不確実性に対して、見直し前の事業計画における予測値と過去実績値を比較した分析を実施するとともに、見直し後の事業計画に予実の乖離が反映されているかを検討することにより、見直し後の事業計画の実現可能性を評価した。 企業価値評価に関する専門知識と経験を有する当監査法人が属するネットワークファームの専門家を利用して、モデルの適合性、割引率及び成長率の合理性を評価した。

その他の事項

会社の2022年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。